

京都市役所CO₂削減率先実行計画 〈2021-2030〉

令和3年12月



目次

第1章	計画策定の背景と趣旨	1
1	計画策定の背景と趣旨	1
2	これまでの京都市役所の地球温暖化対策	3
第2章	前計画の概要及び温室効果ガス排出抑制取組	4
1	前計画の削減目標	4
2	温室効果ガスの排出状況	4
3	この間の温室効果ガス総排出量の推移	4
4	部門別の状況	5
5	取組の実施状況	6
6	前計画期間中の主な取組	7
第3章	計画の基本的事項	12
1	計画の位置付け	
2	計画期間及び温室効果ガス排出量の削減目標等	13
第4章	取組方針	15
1	排出削減の取組の基本的な考え方	15
2	目標達成に向けた基本施策	15
3	2030（令和12）年度の温室効果ガス削減見込量	16
第5章	新たな重点取組	18
1	最大級の省エネルギー	18
2	再生可能エネルギーの飛躍的な導入拡大	21
3	職員の行動変容を通じた温暖化対策の推進	22
第6章	前計画から引き続き実施する取組	23
1	全部門共通取組	23
2	事務系部門の取組	24
3	事業系部門の取組	24
4	市民サービス系部門の取組	25
第7章	計画の推進	26
1	基本的な考え方	26
2	推進体制	26
3	実施状況の点検、評価、公表等	28
4	取組の進捗管理指標	29
	巻末資料	30

第1章 計画策定の背景と趣旨

1 計画策定の背景と趣旨

地球温暖化により、記録的な豪雨や猛暑など、気候危機、気候非常事態と捉えるべき状況となっています。

世界の平均気温の上昇を地球温暖化の影響を最小限にとどめられる1.5℃に抑えるためには、2050年までに、CO₂排出量正味ゼロとなる「脱炭素社会」を構築しなければなりません。

これまでから本市では、京都議定書誕生の地としての誇りと使命感を胸に、市民・事業者ぐるみの取組により、ごみ半減、エネルギー消費量3割削減等といった大きな成果を挙げてきました。

あわせて、本市の事務事業の実施に伴い排出されるCO₂を削減するため、1997（平成9）年の「京都市役所エコオフィスプラン」策定以降、環境マネジメントシステムの導入や環境物品の調達、省エネ機器への更新など、様々な取組を進めてきました。

しかしながら、2050年に向けて極めて重要となる今後10年間に、脱炭素社会への道筋を付けていくためには、京都市内最大のCO₂排出事業者である京都市役所が、率先して取組を充実・強化していくことが必要です。

このため、新たに「京都市役所CO₂削減率先実行計画〈2021-2030〉」を策定し、市役所全体の2030（令和12）年度目標を46%削減（2013年度比）としたうえで、省エネルギーの更なる徹底、再生可能エネルギーの飛躍的な導入拡大に加え、職員一人一人が家庭生活において、CO₂を排出しないライフスタイルに転換するなど、これまでの延長にとどまらない取組に挑戦していくこととしました。

本市では厳しい財政状況が続いていることから、2021（令和3）年8月に「行財政改革計画」を策定したところであり、本計画に基づく取組についても、持続可能な行財政運営を前提にする必要があります。例えば、新たな重点取組である照明設備のLED化を推進することにより、経費とCO₂の両方を削減することができます。行財政改革をはじめ、あらゆる施策を地球温暖化対策の視点で推進し、それぞれの課題と地球温暖化の同時解決を目指します。

2019（令和元）年5月、本市において開催されたIPCC総会記念シンポジウムにおいて、本市は、全国に先駆けて「2050年ゼロ」を目指すことを表明しました。京都から始まった「2050年ゼロ」を目指す動きは、その後全国に拡大し、2020（令和2）年10月、国の方針となっています。

そして、2021（令和3）年11月、本市は、国際的な環境非営利団体であるCDP（本部：英国）が行う都市の気候変動対策に関する調査において、最高評価（A評価）を獲得することができました。これは、市民、事業者の皆様との協働による取組をはじめ、国際的な都市間連携の枠組であるイクレイや世界首長誓約におけるリーダーシップなど、「2050年ゼロ」に挑戦する取組の積み重ねによるものです。

人類共通の喫緊の課題である気候変動については、SDGsの重要なテーマの一つであり、「京都議定書」、パリ協定の実行を支える「IPCC京都ガイドライン[※]」採択の地の自治体として、また、市内最大の排出事業者として、地球温暖化対策を先導する責任と役割を果たすことにより、SDGsの達成に貢献できるよう、全庁・全職員が一体となって取り組んでまいります。

※ 正式名称は「2006年IPCC国別温室効果ガスインベントリガイドラインの2019年改良」。今世紀後半に、温室効果ガスの排出量・吸収量の均衡（正味ゼロ）を目指した「パリ協定」の取組を推進していくうえで必要不可欠な、各国による温室効果ガスの算定のためのガイドライン

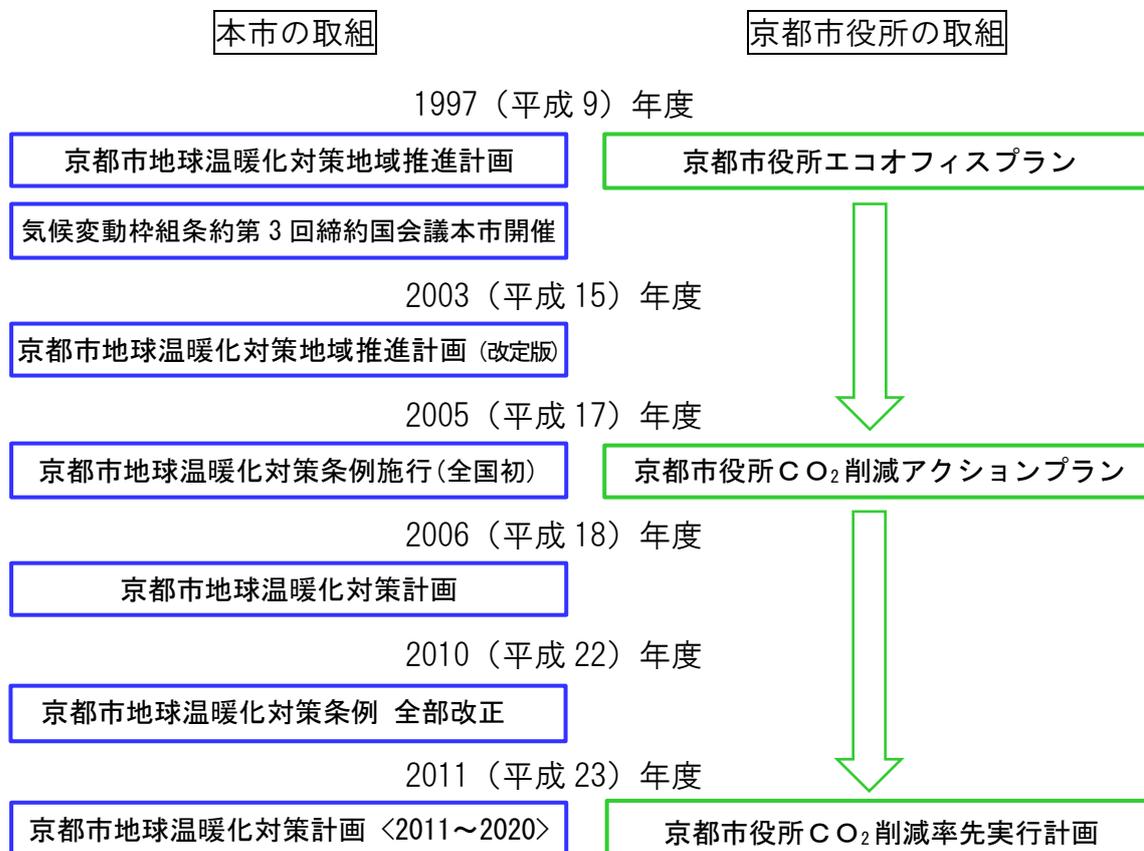
2 これまでの京都市役所の地球温暖化対策

京都市役所では、1997（平成9）年12月に本市で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）に先立ち、市内有数の大事業所、大消費者として、「京都市役所エコオフィスプラン」を策定し、省資源・省エネルギー等の徹底により、環境負荷の低減に努めてきました。

2005（平成17）年度には、地球温暖化対策に特化した「京都市地球温暖化対策条例」を全国で初めて施行し、これに伴い、地球温暖化対策の視点をより明確にした「京都市役所CO₂削減アクションプラン」を策定し、温室効果ガスの削減に取り組んできました。

そして、2010（平成22）年度に京都市地球温暖化対策条例を全部改正し、市内の温室効果ガスの総排出量を、2030（令和12）年度までに1990（平成2）年度比で40%、2020（令和2）年度までに同25%削減するという高い目標を目指すこととしました。

これを踏まえ、2011（平成23）年度から2020（令和2）年度までを計画期間として、温室効果ガス総排出量を2004（平成16）年度から25%以上削減する目標を設定した「京都市役所CO₂削減率先実行計画」を策定し、省エネルギーの徹底と再生可能エネルギーの導入による温室効果ガス排出削減を進めてきました。



第2章 前計画の概要及び温室効果ガス排出抑制取組

1 前計画の削減目標

2011（平成23）年度～2020（令和2）年度を計画期間として、2020（令和2）年度までに、温室効果ガス総排出量を2004（平成16）年度から25%以上（25.6%）削減することを目標としました。

2 温室効果ガスの排出状況

2019（令和元）年度の京都市役所からの温室効果ガス総排出量（CO₂換算）は37.8万トンで、基準年度（2004（平成16）年度）比で12.9万トン（25.4%）減少しており、目標年度である2020（令和2）年度の総排出量37.7万トン（基準年度比25.6%削減）を1年前倒しでおおむね達成しています。

（単位：万t-CO₂）

区分	年度	基準年度 2004 (H16)	最新年度		目標年度（削減見込量）	
			2019(R1)	増減割合 (基準年度比)	2020(R2)	増減割合 (基準年度比)
総排出量		50.7	37.8	▲25.4%	37.7	▲25.6%
合計排出量		52.5	40.4	▲22.9%	40.0	▲23.8%
事務系		1.8	1.4	▲25.1%	1.6	▲13.5%
事業系		37.0	25.8	▲30.2%	25.3	▲31.6%
市民サービス系		13.6	13.3	▲2.8%	13.1	▲4.0%
削減効果量		1.8	2.6	47.8%	2.3	29.1%
ごみ発電		1.8	2.6	47.8%	2.1	19.3%
バイオガス発電		-	-	-	0.2	皆増

※ 総排出量は、合計排出量から削減効果量を差し引いたもの

3 この間の温室効果ガス総排出量の推移

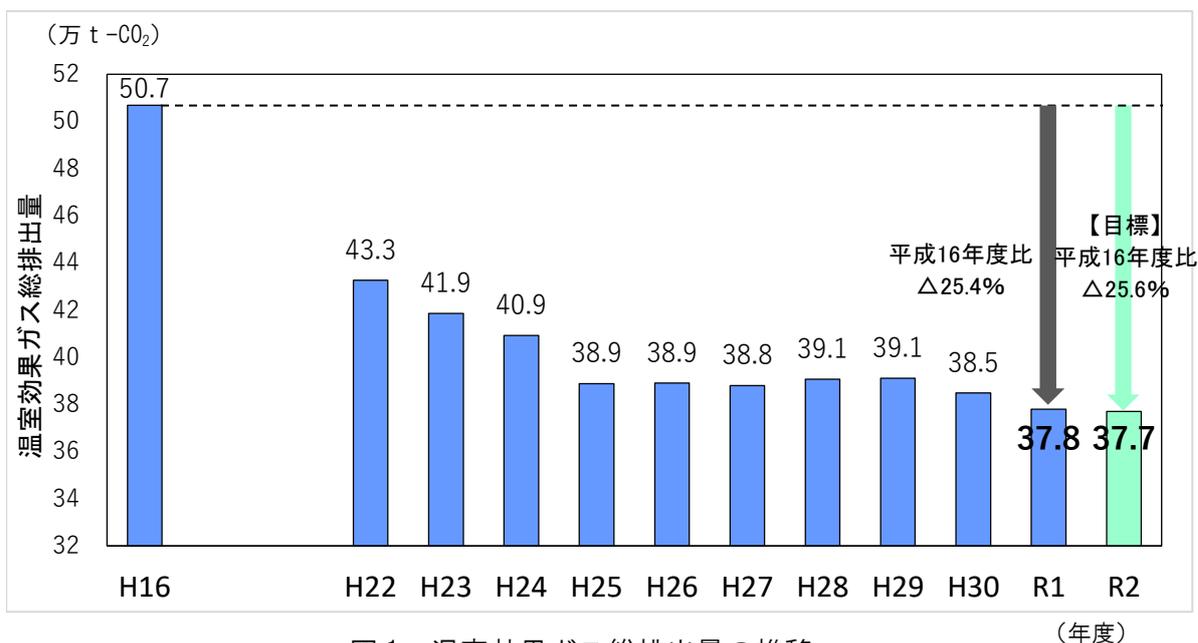


図1 温室効果ガス総排出量の推移

4 部門別の状況

2019（令和元）年度の温室効果ガス合計排出量のうち、事務系部門（施設利用、自動車等走行）が3.4%、事業系部門（廃棄物処理事業、市場運営事業、上下水道事業）が63.8%、市民サービス系部門（交通事業、学校・園、文教施設、運動・公園等施設、福祉施設等）が32.8%を占めています。

中でも、事業系部門の廃棄物処理事業（39.0%）、上下水道事業（23.1%）、市民サービス系部門の交通事業（18.4%）が大きな割合を占め、この3事業で全体の80.5%を占めています。

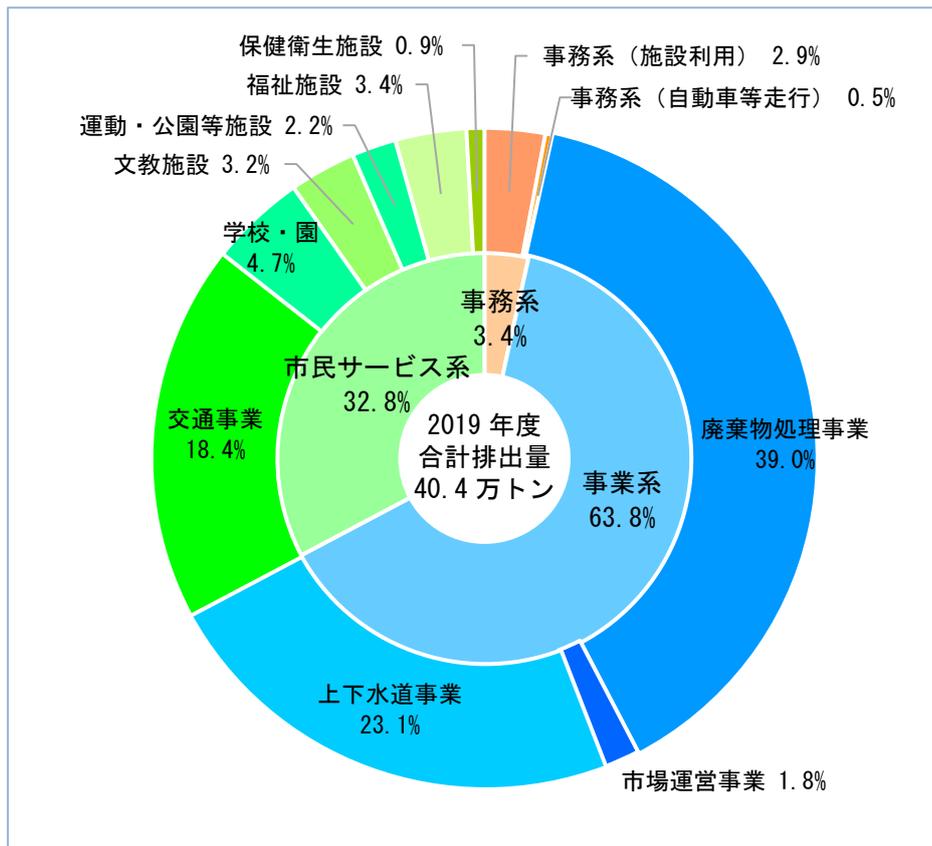


図2 温室効果ガス合計排出量の部門別割合（2019（令和元）年度）

（部門分類）

部門	内容	具体例
事務系	事業系、市民サービス系に属さない、その他全ての事務事業	市役所本庁舎、消防局本部庁舎、上下水道局本庁舎、区役所・支所、出先の事業所、倉庫、研究所など
事業系	市民生活の維持に必要な事業	廃棄物処理事業、市場運営事業、上下水道事業
市民サービス系	市民の利用に供するための施設で、そのサービスの維持・向上や増客・増収を図りつつ対策に取り組む必要があるもの	交通事業、学校・園、文教施設、運動・公園等施設、福祉施設、保健衛生施設など

(1) 事務系部門の状況

事務系部門では、照明の間引き、執務室の温度管理の徹底、公用車におけるエコカー導入などの省エネの推進により、基準年度から温室効果ガス排出量は着実に減少しました。

(2) 事業系部門の状況

事業系部門では、ごみ減量の推進等により、廃棄物処理事業において30%を超える大幅な温室効果ガス排出量の削減を行うとともに、市場運営事業及び上下水道事業においても、省エネルギーに配慮した機器の導入等により着実に減少しました。

(3) 市民サービス系部門の状況

市民サービス系部門では、交通事業において「人と公共交通優先の歩いて楽しいまち」の実現に向け、自家用車と比べて環境にやさしい市バス・地下鉄の利用促進、とりわけバス路線の充実などを図ったことに伴い、基準年度から温室効果ガス排出量が増加しましたが、その他の事業では減少しました。

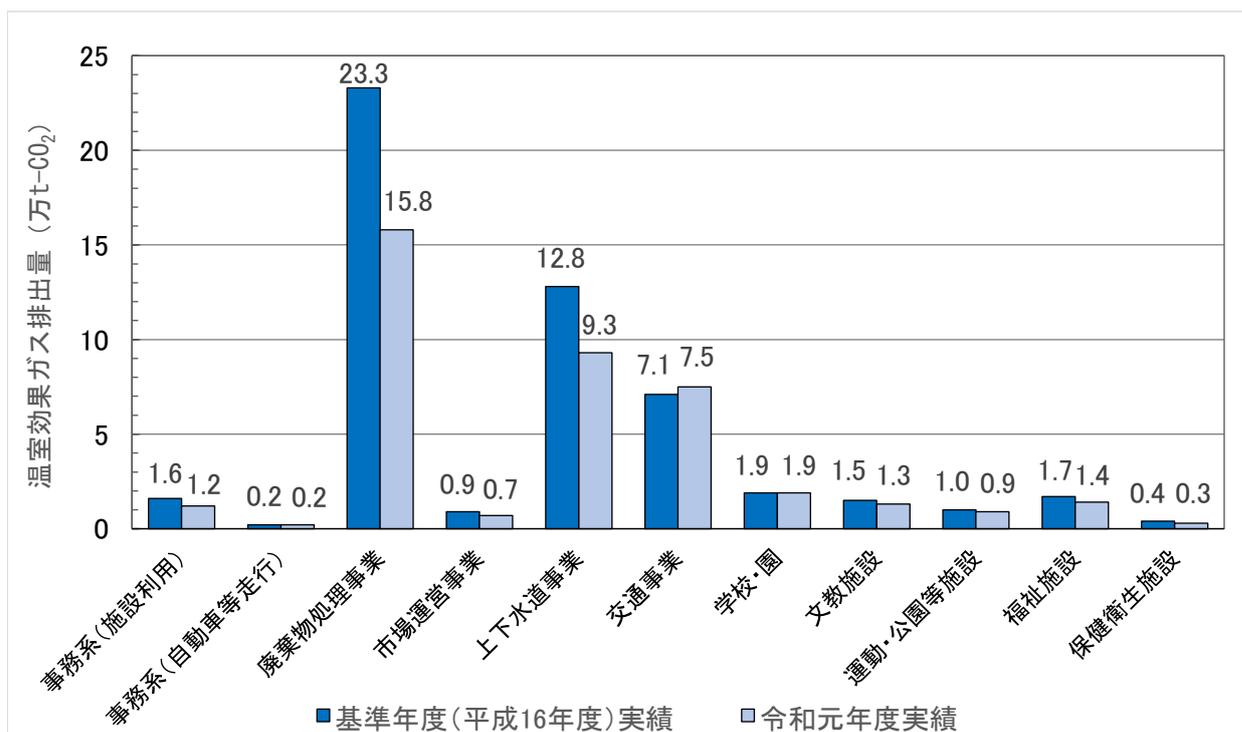


図3 温室効果ガス合計排出量の部門別推移

5 取組の実施状況

前計画に掲げる全62項目(全部門共通:12項目、事務系:3項目、事業系:29項目、市民サービス系:18項目 内訳については巻末資料参照)の取組について、前計画期間内に全て実施しました。

6 前計画期間中の主な取組

前計画期間中に実施した主な取組を以下に示します。

【全部門共通】 環境マネジメントシステムの導入、省エネの徹底など

環境マネジメントシステムの推進により各施設のエネルギー使用の合理化に取り組むほか、環境負荷低減に向けた施設整備・改修の実施、太陽光発電設備などの再生可能エネルギー利用設備の導入、公用車更新時の環境性能の高いエコカーの導入などを実施しました。

【新庁舎整備】 新庁舎整備によるエネルギー消費量削減

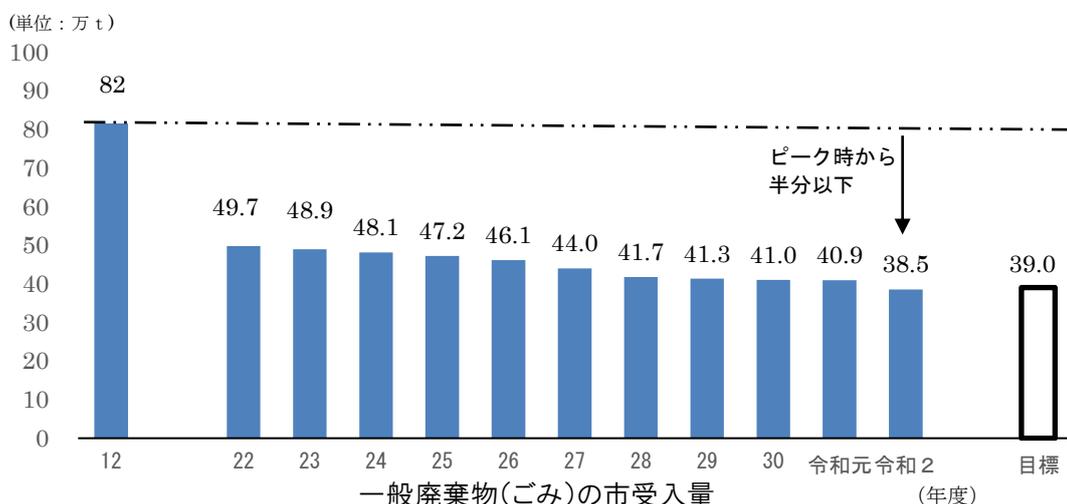
新庁舎整備（本庁舎（保存・改修）、西北庁舎（建替）、分庁舎（新築））においては、建築の断熱性能向上、再生可能エネルギーの利用、LED照明等の高効率機器の採用等に加え、見える化による環境意識の向上と省エネ行動の促進による運用改善等により、ランニングコストを36%（平成22年度比）削減を目指しています。

【新庁舎整備における再生可能エネルギー利用設備の導入計画】

- 太陽光発電設備：約300kW
- アースチューブ（地中熱利用）
- 木質ペレットボイラー：能力200kW
- 井水の熱利用
- ハイブリッド街灯（太陽光発電＋風力発電＋蓄電池）：2基
- ソーラーカーリング（太陽熱利用）：集熱能力92kW

【廃棄物処理事業】 ごみ減量の推進

一般廃棄物については、手付かず食品、食べ残しといった「食品ロス」や、レジ袋の削減などの2Rを促進するとともに、プラスチック製容器包装や雑がみなどの資源ごみの分別の義務化、分別・リサイクルを促進することにより、ごみの減量を推進し、ピーク時（2000（平成12）年度82万t）からのごみ半分以下（2020（令和2）年度までに39万トン）を達成しました。これにより、クリーンセンターにおける焼却時に発生する温室効果ガス排出量も削減しました。



廃棄物処理事業

一般廃棄物の適正な処理

徹底してごみの減量化を図ったうえで、それでもなお残ったごみについては、焼却熱によるごみ発電と、令和元年度から新たに開始した南部クリーンセンターにおけるバイオガス発電を併用することにより、ごみの持つエネルギーの回収を最大化し、有効利用を図っています。

一般廃棄物については、市内にある3箇所のクリーンセンター（北部、東北部、南部）において、周辺環境の保全に配慮しつつ、施設の適切な管理・運営に努め、適正に処理を行っています。また、発電した電力は、クリーンセンター所内、リサイクルセンターなどの関連施設で利用するとともに、余った電力を電気事業者に売却しています。



南部クリーンセンター

廃棄物処理事業

バイオディーゼル燃料化事業

市民の皆様によって回収いただいた年間16.2万リットル（令和2年度）の使用済てんぷら油を元に、全国の自治体でも最大規模の廃食用油燃料化施設で、カーボンニュートラルにより、CO₂の排出につながらないバイオディーゼル燃料（以下「BDF」という。）を製造しています。

このBDFを軽油の代わりに使用し、市バスやごみ収集車を走らせることにより、市全体で年間1,100トン（令和2年度）のCO₂削減に貢献しています。



上下水道事業

下水汚泥からの消化ガスの有効利用

下水処理の過程で、下水汚泥から消化ガスを発生させ、汚泥焼却炉の燃料などに有効利用しています。

有効利用拡大に向けて消化タンクを再整備したことにより、消化ガス発生量が増加して化石燃料である都市ガス使用量が減少し、温室効果ガス排出量の削減に寄与しています。



卵形消化タンク(鳥羽水環境保全センター)

上下水道事業

汚泥の減量化，有効利用

鳥羽水環境保全センターでは、下水処理の過程で1日あたり約270tもの脱水した下水汚泥（含水率約78%）が発生します。この脱水汚泥を焼却し、1日あたり約13tの灰に減量化しています。

焼却の際に発生する熱は、熱交換器やボイラーで回収し、焼却設備で無駄なく有効利用しています。また、脱水汚泥や焼却灰の一部はセメント原料等に有効利用しています。

上下水道事業

再生可能エネルギーの利用 (太陽光，小水力発電設備の運用)

浄水場や水環境保全センター等の敷地を利用して太陽光発電設備（計3,921kW）を設置し、運用しています。また、石田水環境保全センターでは、放流水の落差を利用して、小水力発電も行っています。



太陽光発電設備(新山科浄水場)



小水力発電設備(石田水環境保全センター)

交通事業

バス事業における取組

○アイドリングストップバスの導入

車両の停止・発進に合わせ、エンジンを自動的に停止・始動を行い、無駄なアイドリングをなくすことにより、燃料の消費を抑えることができる環境にやさしいアイドリングストップバスを 816 両導入（令和 2 年度末時点）しています。

○ハイブリッドバスの導入

減速時にモーターで発電した電気をバッテリーに蓄え、発進・加速時には、その電気を活用してモーターを駆動させ、エンジンの補助動力として使用することにより、燃料の消費を抑えることができる環境にやさしいハイブリッドバスを 59 両導入（令和 2 年度末時点）しています。



ハイブリッドバス

○使用済てんぷら油から製造した B D F の使用

使用済てんぷら油から製造した B D F は、カーボンニュートラルにより、CO₂ 排出につながらない燃料です。5%濃度の B D F を市バス 112 両に使用（令和 2 年度末時点）しています。

交通事業

地下鉄事業における取組

○地下鉄車両への高効率制御装置の採用

烏丸線の地下鉄車両の装置更新の際には、シリコンカーバイド（S i C）を使用した高効率なモーター制御システムを導入し、省エネルギー化を図っています。

○地下鉄車両の照明 L E D 化

東西線については、全 17 編成の L E D 化を完了し、烏丸線については、全 20 編成のうち 11 編成で L E D 化を実施済みで、残る 9 編成は L E D 照明を搭載した新型車両に更新する予定です。

○駅舎、保守施設等の照明 L E D 化

地下鉄駅、保守施設、トンネルについて、計画的に L E D 照明への更新を進めています。

道路・公園維持

道路・公園照明灯の L E D 化

新設の市街灯の L E D 化を平成 24 年度から、既設分の市街灯（蛍光灯）及び道路照明灯（水銀灯）の L E D 化を平成 25 年度から集中的に実施し、平成 28 年度に完了しました。また、公園照明灯（水銀灯及び蛍光灯）の L E D 化を平成 27 年度から実施し、平成 29 年度に完了しました。

○市街灯（蛍光灯）：生活道路 約 6 万 7 千灯

○道路照明灯（水銀灯）：幹線道路 約 9 千灯

○公園照明灯（水銀灯及び蛍光灯）：約 3 千灯

学校施設

市立学校体育館高天井照明のLED化

市立学校（小学校、中学校、一部の高校及び総合支援学校）の体育館の高天井の水銀灯を、平成 26、27 年度にLED照明（約 5 千台）に交換しました。

学校施設

学校施設への太陽光発電設備の設置

○太陽光発電設備の設置状況

児童・生徒に対する環境問題の啓発、災害発生時の非常用電源の確保、一般電力の確保を目的に、体育館防災機能強化等整備事業等によって、これまでに延べ 124 校に計 1,009kW の太陽光発電設備を設置しています。

○市民協働発電制度

「京都市市民協働発電制度」により、京都市域を中心に環境活動に取り組んでいる一般社団法人に、屋根等を無償で提供しています。

本制度により、5 校に計 221.8kW の太陽光発電設備を設置しています。

○京都市太陽光発電屋根貸し制度

再生可能エネルギーの更なる普及を図るとともに、地域経済の活性化、地元産業の振興を図るため、「京都市太陽光発電屋根貸し制度」を実施しています。京都市内に事業所を有する法人又はこれらで構成される連合体に、屋根等を有償で提供しています。

本制度により、17 校に計 582.36kW の太陽光発電設備を設置しています。

第3章 計画の基本的事項

1 計画の位置付け

(1) 位置付け

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第1項に基づく「地方公共団体実行計画（事務事業編）※」に位置付けます。

また、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づくエネルギー使用の合理化等に関する義務を履行するための長期計画、京都市地球温暖化対策条例による、本市の責務の履行及び特定事業者として事業者排出量削減計画書制度で求められる温室効果ガスの排出量の削減に関する目標を達成するための長期計画として策定します。

※ 「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、地方公共団体が実施している事務・事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減等に関する計画として、地方公共団体実行計画（事務事業編）を策定することが定められています。

(2) 京都市地球温暖化対策計画との関係

本計画は、地域の地球温暖化対策を総合的に推進するための計画である2021（令和3）年3月策定の「京都市地球温暖化対策計画〈2021-2030〉」と一体となり、市内最大のCO₂排出事業者である京都市役所が、最大限の省エネルギーや再生可能エネルギーの飛躍的な導入拡大に加え、職員一人一人の家庭におけるライフスタイルの転換を通じて、全庁一丸となり、脱炭素社会の実現につなげていきます。

(3) SDGs 未来都市計画及び行財政改革計画との関係

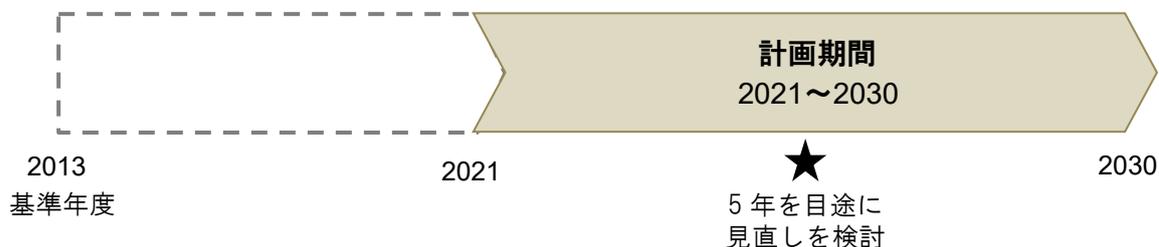
人類共通の喫緊の課題である気候変動については、SDGsの重要なテーマの一つであり、本計画はSDGsの達成に取り組む「京都市SDGs未来都市計画」の実現のための一翼を担うものです。

また、本計画は、照明設備のLED化といったCO₂と経費の両方を削減する取組をはじめ、デジタル化の推進、ペーパーレス化といった行政事務の徹底した合理化やイベント等の見直し等を推進することにより、「行財政改革計画」の達成に貢献していきます。

2 計画期間及び温室効果ガス排出量の削減目標等

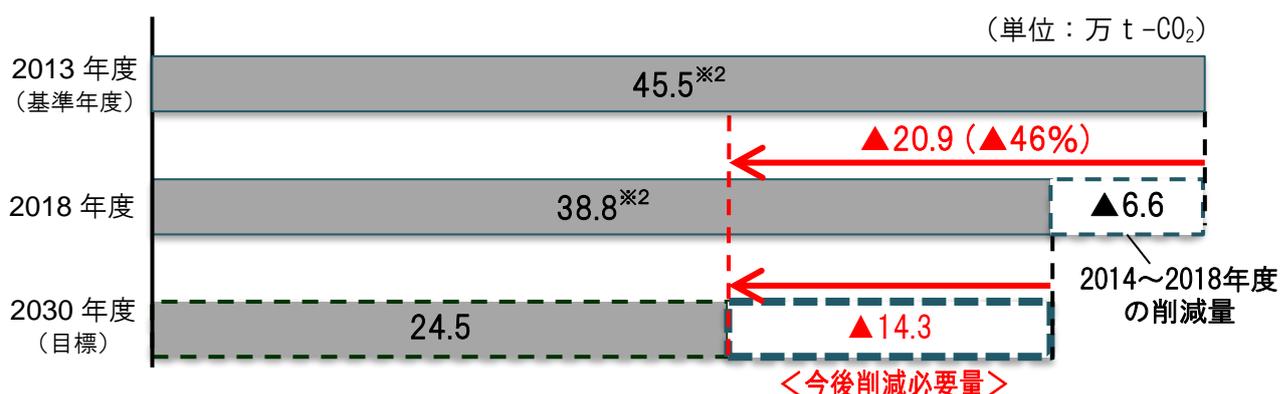
(1) 計画期間

2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間とします。
なお、取組状況などを踏まえて、5年を目途に見直しを検討します。



(2) 温室効果ガス排出量の削減目標

2030（令和12）年度までに、京都市役所から排出する温室効果ガス（CO₂換算）総排出量（削減効果量を含む。）を2013（平成25）年度から46%削減（※1）します。



※1 基準年度については、2021(令和3)年3月策定の京都市地球温暖化対策計画<2021-2030>と同様に基準年度を2013(平成25)年度としている。

※2 排出量については、電気の排出係数を固定係数(算定に用いる係数を基準年度の値に固定)から変動係数(本市の毎年度の電気受給実績を踏まえた電気事業者別の基礎排出係数に基づく係数)に見直す。これに伴い、上記の2013(平成25)年度と2018(平成30)年度の排出量は、4ページの数値と一致しない。

※3 各数値を四捨五入し表示しているため、計や差引結果が合わない場合がある。

(3) 削減の対象となる温室効果ガス

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に規定する温室効果ガスのうち、地方公共団体実行計画（事務事業編）で「温室効果ガス総排出量」の算定対象となる二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）及び六ふっ化硫黄（SF₆）の6種類を対象とします。

(4) 計画の対象範囲

ア 対象組織、施設

本市の全ての組織（外郭団体、地方独立行政法人を除く。）と、そのエネルギー管理権原が及ぶ施設（市営住宅※を除く。）

※ エネルギーの使用の合理化に関する法律の運用上、住居部分及びその共用部分は対象外

イ 事務事業の範囲

本市の全ての事務事業に加え、次の事項を含んでいます。

(ア) 指定管理者制度による施設の運営に係る指定管理者の事務事業

(イ) 職員の通勤（京都市地球温暖化対策条例により、エコ通勤を促進するための措置内容を市へ報告する義務が課されている。）

(ウ) 外部委託について、受託者等に対する措置要請

ウ 計画の対象となる取組

本市自らの事務及び事業から排出される温室効果ガスの削減に資する取組と、再生可能エネルギー100%電気の導入等の新たな取組を対象範囲とします。

(5) 事務事業の分類

事務事業の内容や施設の特性に依じた温室効果ガス排出量削減の取組を実施するため、事務事業を事務系部門、事業系部門及び市民サービス系部門に分類します。

部 門	内 容	具 体 例
事 務 系	事業系、市民サービス系に属さない、その他全ての事務事業	市役所本庁舎、消防局本部庁舎、上下水道局本庁舎、区役所・支所、出先の事業所、倉庫、研究所 など
事 業 系	市民生活の維持に必要な事業	廃棄物処理事業、市場運営事業、上下水道事業
市民サービス系	市民の利用に供するための施設で、そのサービスの維持・向上や増客・増収を図りつつ対策に取り組む必要があるもの	交通事業、学校・園、文教施設、運動・公園等施設、福祉施設、保健衛生施設 など

第4章 取組方針

1 排出削減の取組の基本的な考え方

2050年CO₂排出量正味ゼロの達成に向けて、市民、事業者の皆様とともに地球温暖化対策の取組を進めるに当たり、市内最大の温室効果ガス排出事業者である京都市役所として以下の方針に基づき取組を推進します。

方針1 全所属、全職員が一丸となった取組の推進

全所属、全職員が危機感と課題・目標を共有し、全ての施策について地球温暖化防止の視点で業務を推進するとともに、市民生活を送るうえで、温室効果ガスを排出しない暮らしへの転換につなげていきます。

方針2 温室効果ガス排出削減を通じた課題解決の実現

温室効果ガスの排出削減の取組を進めることで、経費の削減や業務の効率化等の課題解決につなげていきます。

方針3 積極的な情報の共有・発信

全庁で情報を共有することにより、取組を進化させていきます。また、市民、事業者の皆様に参加していただけるよう、本市の取組に関する情報を発信します。

2 目標達成に向けた基本施策

2030（令和12）年度までに、本市の事務事業における温室効果ガス総排出量を2013（平成25）年度から46%削減するためには、本市の更なる省エネルギーの加速と再生可能エネルギーの飛躍的な導入拡大を図るだけでなく、職員一人一人の行動変容を通じた温暖化対策が必要であり、これら3つの基本施策を推進していきます。

基本施策1 最大級の省エネルギー

基本施策2 再生可能エネルギーの飛躍的な導入拡大

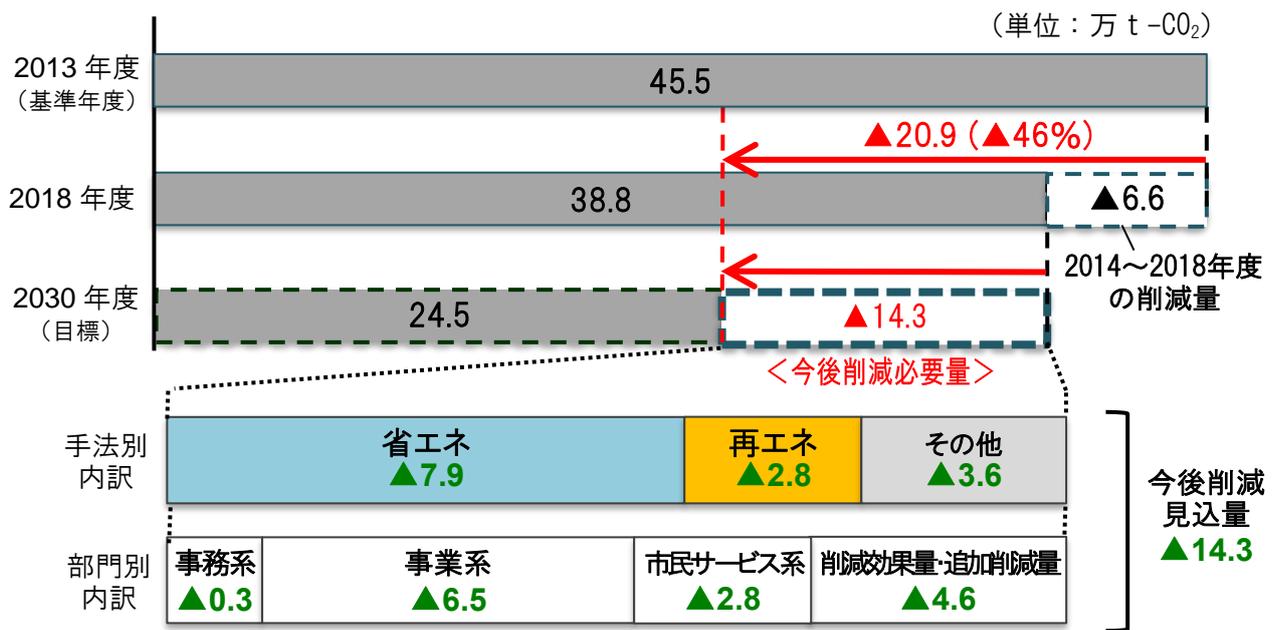
基本施策3 職員の行動変容を通じた温暖化対策の推進

3 2030（令和12）年度の温室効果ガス削減見込量

2030（令和12）年度の削減目標達成のためには、2013（平成25）年度に比べ、20.9万トン削減することが必要です。2013（平成25）年度から2018（平成30）年度までに、6.6万トン削減しており、これ以降で14.3万トンを削減していかなければなりません。

その達成に向けて、手法別及び事務事業の部門別に削減見込量を算出します。

なお、削減見込量は、エネルギーの使用の合理化に関する法律で求められているエネルギー使用の合理化や、京都市地球温暖化対策条例で求められている温室効果ガス排出量の削減目標も踏まえ設定しています。



※ 各数値を四捨五入し表示しているため、計や差引結果が合わない場合がある。

部門別排出見込量及び削減見込量

(単位：万 t-CO₂)

	2013年度 排出量 (基準年度)	2018年度 排出量	2030年度 見込量	2013年度比削減量		2018年度比削減量	
				削減量	削減率	削減量	削減率
総排出量 (削減効果量等を含む)	45.5	38.8	24.5	▲20.9	▲46.0%	▲14.3	▲36.8%
総排出量	45.5	38.8	27.2	▲18.3	▲40.2%	▲11.6	▲30.0%
事務系	1.9	1.4	1.1	▲0.9	▲44.9%	▲0.3	▲23.1%
事業系	27.6	24.2	17.7	▲9.9	▲35.8%	▲6.5	▲27.0%
(うち 廃棄物処理事業)	(16.1)	(15.7)	(11.3)	(▲4.7)	(▲29.5%)	(▲4.5)	(▲28.4%)
(うち 上下水道事業)	(10.5)	(7.7)	(6.0)	(▲4.5)	(▲43.0%)	(▲1.8)	(▲22.7%)
市民サービス系	15.9	13.2	10.4	▲5.6	▲34.9%	▲2.8	▲21.5%
(うち 交通事業)	(8.8)	(7.4)	(6.4)	(▲2.3)	(▲26.5%)	(▲1.0)	(▲12.9%)
追加削減量	-	-	▲2.0	▲2.0	-	▲2.0	-
削減効果量	-	-	▲2.6	▲2.6	-	▲2.6	-

※ 各数値を四捨五入し表示しているため、計や差引結果が合わない場合がある。

(1) 事務系

施設の照明設備LED化やエネルギーマネジメントの強化等により、2030（令和12）年度までに、温室効果ガス総排出量を基準年度から0.9万トン、44.9%（削減目標46%のうち1.9%分）削減します。

(2) 事業系

都市基盤としての機能を向上させながら、ごみの焼却量の削減や高効率機器の導入等により、2030（令和12）年度までに、温室効果ガス総排出量を基準年度から9.9万トン、35.8%（削減目標46%のうち21.7%分）削減します。

(3) 市民サービス系

市民サービス系部門は、市民の健康や教育・生活環境を守る役割を担っています。このため、サービスの質を向上させながら、エネルギー効率の良い車両の導入等の取組を行い、2030（令和12）年度までに、温室効果ガス総排出量を基準年度から5.6万トン、34.9%（削減目標46%のうち12.2%分）削減します。

(4) 追加削減量

国の施策に基づく新たな取組、施設総量の縮減等、今後の削減が見込める取組や、エネルギー基本計画に基づく排出係数の低減により、2030（令和12）年度までに、温室効果ガス総排出量を2.0万トン（削減目標46%のうち4.3%分）削減します。

(5) 削減効果量

再生可能エネルギー100%電気の導入等による取組により、2030（令和12）年度までに、温室効果ガス総排出量を2.6万トン（削減目標46%のうち5.8%分）削減します。

(6) 総排出量（削減効果量等を含む）

各部門の取組、今後追加して実施する取組による削減量及び再生可能エネルギー電気等の導入による削減効果量を合わせて、2030（令和12）年度までに、温室効果ガス総排出量を基準年度から20.9万トン、46%削減します。

第5章 新たな重点取組

前述の3つの方針に基づき、地球温暖化対策計画に掲げる「ライフスタイル」、「ビジネス」、「エネルギー」、「モビリティ」の4分野の転換の視点で、基本施策1～3の「最大級の省エネルギー」、「再生可能エネルギーの飛躍的な導入拡大」、「職員の行動変容を通じた温暖化対策の推進」を通じた温暖化対策の推進に取り組みます。

基本施策1 最大級の省エネルギー

部門	主な施策	地球温暖化対策計画の分野
全部門共通	1 エネルギーマネジメントの強化 各局区等や施設のエネルギー使用量（温室効果ガス排出量）について、目標を設定したうえで、使用状況を公表します。	ビジネスの転換
	2 全市有施設の照明設備LED化 市長部局においては、可能な限り早期に全市有施設の照明設備をLED化します。また、消防局、交通局、上下水道局及び教育委員会の各施設においても、計画的にLED化を実施します。 整備の手法については、国の補助制度や地方交付税措置の見込める市債の活用、民間資金の活用等、あらゆる手法を比較検討し、経済的かつ効率的に推進します。	ライフスタイルの転換 ビジネスの転換
	3 公用車の効率的利用、次世代自動車への転換 ① 公共交通機関や自転車をできる限り利用し、業務上必要な場合には公用車を効率的に利用します。公用車を利用する場合も、エコドライブに努めます。 ② 一般公用車については、共用化するとともに、災害対応や業務上の必要台数を精査し、車両台数を削減します。 ③ 公用車を更新する際は、次世代自動車※を導入します（次世代自動車がない特殊車両等を除く）。 ※ 次世代自動車：EV（電気自動車）、FCV（燃料電池自動車）、PHV（プラグインハイブリッド自動車）、HV（ハイブリッド自動車） ④ 市民の皆様次世代自動車を身近に感じていただけるよう、本市が保有する車両を通常業務だけでなく、イベントなどで更に積極的に活用します。	モビリティの転換

部門	主な施策	地球温暖化対策計画の分野
全部門共通	<p>4 「京都市公共建築物脱炭素仕様」に基づく環境性能の高い公共施設の整備</p> <p>① 令和3年3月に策定した「京都市公共建築物脱炭素仕様」に基づき、更にエネルギー消費量の少ない公共建築物を実現します。</p> <p>② 施設の新築時においては、施設の性質や位置付け等を踏まえ、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の実現に向け検討を進めます。</p> <p>③ 改修工事においても、設備の最大限の省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入を目指します。</p>	ビジネスの転換
	<p>5 施設総量の縮減</p> <p>① 施設総量の縮減に係る中長期的な数値目標を具体的に設定します。</p> <p>② 「京都市公共施設マネジメント基本計画」及び「京都市庁舎施設マネジメント計画」等の各個別施設計画を踏まえ、集約化、複合化等の総量縮減の取組を推進します。</p>	ビジネスの転換
	<p>6 デジタル化の推進等による紙使用量の削減</p> <p>データによる資料共有や行政手続のオンライン化等によるペーパーレス化を推進し、紙の使用量、コピー機やプリンタの使用によるエネルギー使用量を削減します。</p> <p>紙を使用する場合は、印刷やコピーの必要性を確認し、使用量を最小限にします。</p>	ビジネスの転換
	<p>7 イベントの見直し及び脱炭素化の推進</p> <p>「行財政改革計画」に基づき、イベントを見直したうえで、実施に当たっては、「京都市エコイベント実施要綱」に基づき、脱炭素化を推進します。</p>	ライフスタイルの転換 ビジネスの転換

部門	主な施策	地球温暖化対策計画の分野
事業系部門	<p>8 クリーンセンターにおけるプラスチックごみの焼却量の削減</p> <p>主に3つの取組を進めることで、市内から排出され、クリーンセンターで焼却されるプラスチックごみ及び焼却時に発生する温室効果ガス排出量を削減します。</p> <p>① 徹底した使い捨てプラスチックの削減 レジ袋（有料化義務化対象外のものを含む。）やペットボトルをはじめとした使い捨てプラスチックの削減に向け、事業者と連携した取組を実施するとともに、マイボトル利用促進に向け、まちなかや地域イベントへの給水機の設置を進めます。</p> <p>② 再生可能資源等の利活用（リニューアブル）の促進 リニューアブルの取組について、市民や事業者の皆様への浸透を図るとともに、植物由来のバイオプラスチックや紙素材などの再生可能資源を原料とした素材への転換を図るため、事業者の導入の支援などを行います。</p> <p>③ 徹底したプラスチックの資源循環 容器包装以外のプラスチックの分別回収について、プラスチック製容器包装との一括回収など、市民にとって身近で分かりやすい回収方法の在り方を検討し、プラスチック資源の更なる資源循環を促進します。</p>	ライフスタイルの転換
	<p>9 上下水道事業における設備更新や固形燃料化炉の導入等</p> <p>エネルギー効率の高い機器への設備更新を進めるとともに、下水汚泥固形燃料化施設の導入により下水汚泥の有効利用を推進します。</p>	ビジネスの転換 エネルギーの転換
系市民部門サービス	<p>10 市バス・地下鉄車両の更新に伴う省エネルギー化</p> <p>市バス・地下鉄車両の更新に当たり、従前よりエネルギー効率の良い車両を導入することにより、省エネルギー化を推進します。</p>	ビジネスの転換 モビリティの転換

基本施策2 再生可能エネルギーの飛躍的な導入拡大

部門	主な施策	地球温暖化対策計画の分野
全部門共通	<p>11 再生可能エネルギー電気の導入拡大</p> <p>① 「京都市電力の調達に係る環境配慮契約方針」を強化し、再生可能エネルギー電気を積極的に使用します。</p> <p>② 本市では、2020（令和2）年度に京エコロジーセンターにおいて再生可能エネルギー100%電気の導入を実現したところであり、引き続き再生可能エネルギー100%電気の導入施設の拡大を図ります。</p> <p>③ クリーンセンターで発電したCO₂フリーの余剰電気※を市有施設に導入することで、環境性能の高いエネルギーの地産地消を実現します。</p> <p>④ 消費する電力に占める再生可能エネルギー電気の使用割合を35%以上に高めます。</p> <p>※ CO₂フリー電気…石炭、石油、天然ガスといった、化石燃料を使用しない方法で発電された電気（再生可能エネルギー電気を含む。）。</p>	エネルギーの転換
	<p>12 再生可能エネルギー電気の調達拡大に向けた他の地域・自治体との連携</p> <p>再生可能エネルギー電気の調達拡大に向け、再生可能エネルギー供給力の高い他の地域や自治体との連携を図ります。</p>	エネルギーの転換
	<p>13 再生可能エネルギー設備の更なる導入</p> <p>「0円ソーラー」等の民間資金活用等により、防災施設や避難施設を中心に、再生可能エネルギー設備の導入を図ります。</p>	エネルギーの転換
	<p>4 「京都市公共建築物脱炭素仕様」に基づく環境性能の高い公共施設の整備（再掲）</p>	ビジネスの転換

基本施策3 職員の行動変容を通じた温暖化対策の推進

部門	主な施策	地球温暖化対策計画の分野
全部門共通	<p>14 職員の行動規範「エコ宣言」の制定</p> <p>省エネやエシカル消費など、環境負荷の低減につながる取組を促す「エコ宣言」を全職員に働き掛け、自主的かつ積極的な行動につなげます。</p>	ライフスタイルの転換
	<p>15 職員による省エネルギー診断の受診</p> <p>職員研修等の一環として、職員自身が「家庭エコ診断制度」等のツールを活用して、家庭でのCO₂排出量や光熱費を把握し、減らしていくための方法を探ることにより、家庭におけるエネルギー使用量の削減につなげます。</p>	ライフスタイルの転換
	<p>16 マイバッグ、マイボトル、マイカップ等の携帯・使用の徹底</p> <p>職員が、マイバッグ、マイボトル、マイカップ等を携帯・使用することにより、プラスチックごみ及び焼却時に発生する温室効果ガス排出量を削減します。</p>	ライフスタイルの転換
	<p>17 通勤・外勤時のエネルギー削減</p> <p>通勤・外勤時の移動には、公共交通機関や自転車、徒歩など環境負荷の小さい方法を可能な限り選択します。また、職員に対し、通勤時に交通用具を使う場合は自転車・電動バイクを推奨するとともに、環境負荷軽減の観点から市内居住を推奨します。</p>	ライフスタイルの転換 モビリティの転換
	<p>18 使い捨てプラスチックごみ削減の徹底</p> <p>本市が調達する啓発物品について、使い捨てプラスチック製品及びプラスチック製の容器包装を使用せず、また、啓発物品の調達は必要最小限とします。</p> <p>さらに、市が主催するイベント、審議会やワークショップなどの会議において、ペットボトルやプラスチック製使い捨てストロー、プラスチック製カップをはじめとする使い捨てプラスチックを原則として禁止し、プラスチックごみを削減します。</p>	ライフスタイルの転換
	<p>19 省エネルギーや再生可能エネルギー導入に関する情報の庁内における共有</p> <p>全庁一丸となって取組を進めるため、省エネルギーや再生可能エネルギー導入に資する情報を庁内で共有する仕組みを構築します。</p>	ライフスタイルの転換

第6章 前計画から引き続き実施する取組

前計画で実施した省エネルギー及び再生可能エネルギーの導入を図る以下の各取組については、取組を続けることが温室効果ガス削減につながるため、新たな計画の中でも引き続き実施します。

1 全部門共通取組

施策	取組
(1) エネルギー使用の合理化の推進	・設備ごとに策定したエネルギー管理の標準マニュアルを遵守することにより、エネルギー使用の合理化を図ります。
(2) 環境マネジメントシステムの推進	・「KES・環境マネジメントシステム・スタンダード」、「KYOMS」、「京都市上下水道局浄水場等環境マネジメントシステム」及び「京都市上下水道局下水道事業環境マネジメントシステム」を推進します。
(3) グリーン購入の推進	・「京都市役所グリーン調達推進方針」に基づき、グリーン購入を推進します。
(4) 「DO YOU KYOTO?デー（環境に良いことをする日）」等における取組	・毎月16日を「DO YOU KYOTO?デー（環境に良いことをする日）」として、ノー残業デー（ライトダウン）やノーマイカーデーの取組を実施します。 ・定時退庁日や昼休みのライトダウンを実施します。
(5) エコドライブの実践	・エコドライブを実践します。
(6) 公共事業における環境への配慮	・高炉セメントの採用、建設副産物対策の推進、透水性舗装の整備等、環境に配慮した公共事業を実施します。
(7) 代替フロン等の削減	・フロン排出抑制法等に基づき、代替フロン等が使用される機器の適正な管理を徹底します。

2 事務系部門の取組

施策	取組
(1) 施設の利用に伴うエネルギー使用削減	・必要な照度を確保したうえで不要な照明の消灯、執務室の温度管理（夏：28℃、冬：19℃）の徹底、庁内に対して省エネルギーを率先実行するように呼び掛けます。
(2) 道路照明灯の省エネルギー化	・照明灯の新設を行う際には、LED照明灯を設置します。

3 事業系部門の取組

施策	取組
(1) 廃棄物処理事業	・使用済てんぷら油から製造したBDFを、本市のごみ収集車や市バスの燃料として使用します。
(2) 市場運営事業	
ア 中央市場（中央卸売市場第一市場） ○省エネルギーに配慮した設備の導入 ○啓発活動の実施	・新しい施設の建設や既存施設の設備更新時、省エネルギーに配慮した設備を積極的に導入します。 ・エネルギー等の使用量削減を目指し、市場全体で省資源・省エネルギーの意識向上を図るため、中央市場の卸売業者等に啓発活動を実施します。
イ 中央食肉市場（中央卸売市場第二市場） ○啓発活動の実施 ○再生可能エネルギーの活用	・中央食肉市場の卸売業者等に啓発活動を行い、市場全体で省資源・省エネルギーの意識向上に努め、エネルギー等の使用量削減の協力を求めます。 ・太陽光発電を引き続き活用します。
(3) 上下水道事業	
ア 水道事業	・水道施設の効率的な運転を図ります。 ・再生可能エネルギーを継続活用します（太陽光発電）。 ・浄水場等の環境マネジメントシステムを継続活用します。
イ 下水道事業	・下水汚泥（バイオガス）を有効利用します。 ・下水処理施設の効率的な運転を図ります。 ・再生可能エネルギーを継続活用します（太陽光発電、小水力発電）。 ・水環境保全センター等の環境マネジメントシステムを継続活用します。

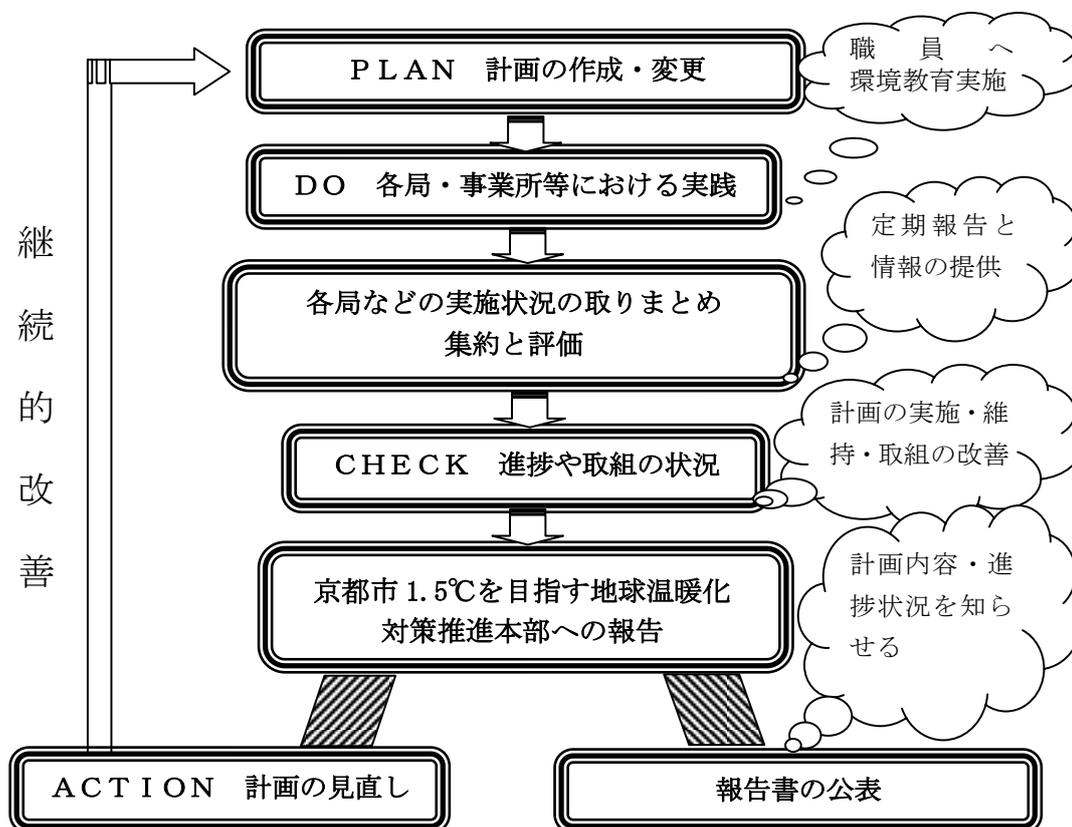
4 市民サービス系部門の取組

施策	取組
<p>(1) 交通事業</p> <p>ア 自動車運送（市バス）事業</p> <p>○環境にやさしいバスの導入推進</p> <p>○エコドライブの実施</p> <p>○バイオディーゼル燃料（BDF）使用</p> <p>○アイドリング・ストップの徹底</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市バスでは環境にやさしい低公害車両や低燃費車両の導入を推進します。 ・環境にやさしい次世代バスの実用化について、今後も注視・研究します。 ・バスの走行において、燃料消費量の少ない運転方法であるエコドライブを実践します。 ・軽油とバイオディーゼル5%混合燃料（B5）の使用を継続します。 ・営業所バス留置時を含め、アイドリング・ストップの徹底について職員へ啓発します。
<p>イ 高速鉄道（地下鉄）事業</p> <p>○車両の省エネルギー化</p> <p>○駅舎等の施設の省エネルギー化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新型車両等への効率の良い機器の搭載により、省エネルギー化の取組を実施します。 ・駅舎やトンネル等において、照明設備や空調設備の更新時に省エネルギー化等の取組を実施します。
<p>(2) 学校・園</p> <p>○環境に配慮した防災機能強化型体育館の整備</p> <p>○学校施設の長寿命化と環境配慮の効率的な推進</p> <p>○空調機更新事業の推進</p> <p>○デマンド（需要電力）測定器の活用</p> <p>○学校物品有効活用システムの運用</p> <p>○「KES学校版」・「こどもエコライフチャレンジ」の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校等の体育館について、環境に配慮しながら、緊急避難施設としての防災機能強化（外断熱、LED照明、蓄電池付太陽光発電、雨水利用など）を計画的に実施します。 ・学校施設の長寿命化の改修と環境に配慮した建物とするための改修（外壁・屋上・窓の断熱化や照明灯のLED化、内装の木質化、太陽光発電の設置など）を同時に行うことで、効率的に環境負荷の低減を図ります。 ・老朽化したエアコンについて、順次、省エネルギーに配慮したエアコンへ更新します。 ・デマンド測定器を活用し、引き続きデマンド値の抑制と電力使用量を削減します。 ・物品を学校間で有効に活用する「学校物品有効活用システム」を利用し、物品の有効活用を促進します。 ・KES学校版の認証を継続するとともに、夏休み、冬休み中に「子ども版環境家計簿」を活用し、「こどもエコライフチャレンジ」を実施します。

第7章 計画の推進

1 基本的な考え方

計画の推進に当たっては、環境マネジメントシステムの手法を活用し、各局、課、事業所等の適切な単位において、エネルギー使用量などの実態把握、削減目標の設定、その実施状況のチェックを実施して取組を推進します。



KYOMSなどの環境マネジメントシステムや、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく管理標準によるエネルギー使用合理化と、本計画を一体的に運用し、効率的かつ効果的な温室効果ガス削減を目指します。

2 推進体制

本計画を効果的・効率的に実施及び運用するための推進体制は、「京都市1.5℃を目指す地球温暖化対策推進本部」、「条例・計画検討部会」及び「率先実行部門」で構成します。

「率先実行部門」は、各局、区役所・支所、公営企業等（以下「局区等」という。）ごとに設置し、「局区等率先実行推進責任者」「局区等率先実行責任者」とこれを補佐する「局区等率先実行統括員」、「職場率先実行推進責任者」、「職場率先実行員」で構成します。また、本計画の進捗状況、進行管理に関する検討は、「条例・計画検討部会」において行います。

(1) 京都市 1. 5℃を目指す地球温暖化対策推進本部

市役所の率先実行をはじめとする京都市地球温暖化対策条例に規定する施策を推進するため、市長を本部長として設置されており、計画の進行管理などを行います。

(2) 条例・計画検討部会

局区等率先実行責任者で構成し、本計画の進捗状況管理及び見直し等の検討を行います。

(3) 率先実行部門（局、区・支所、公営企業等）

ア 局区等率先実行推進責任者（局長、区長、担当区長、公営企業管理者等）

局区等の推進責任者として、局区等における取組状況等を把握し、必要に応じて取組の是正を指示するなど、確実な推進を図ります。

イ 局区等率先実行責任者（局区等庶務担当部長）

局区等における確実な率先実行の責任者として、局区等率先実行推進責任者の指示に基づき、所属等に取組を指示するとともに点検します。

ウ 局区等率先実行統括員（局区等庶務担当課長）

局区等率先実行責任者の事務を補佐します。

エ 職場率先実行推進責任者（所属長、事業所の管理責任者）

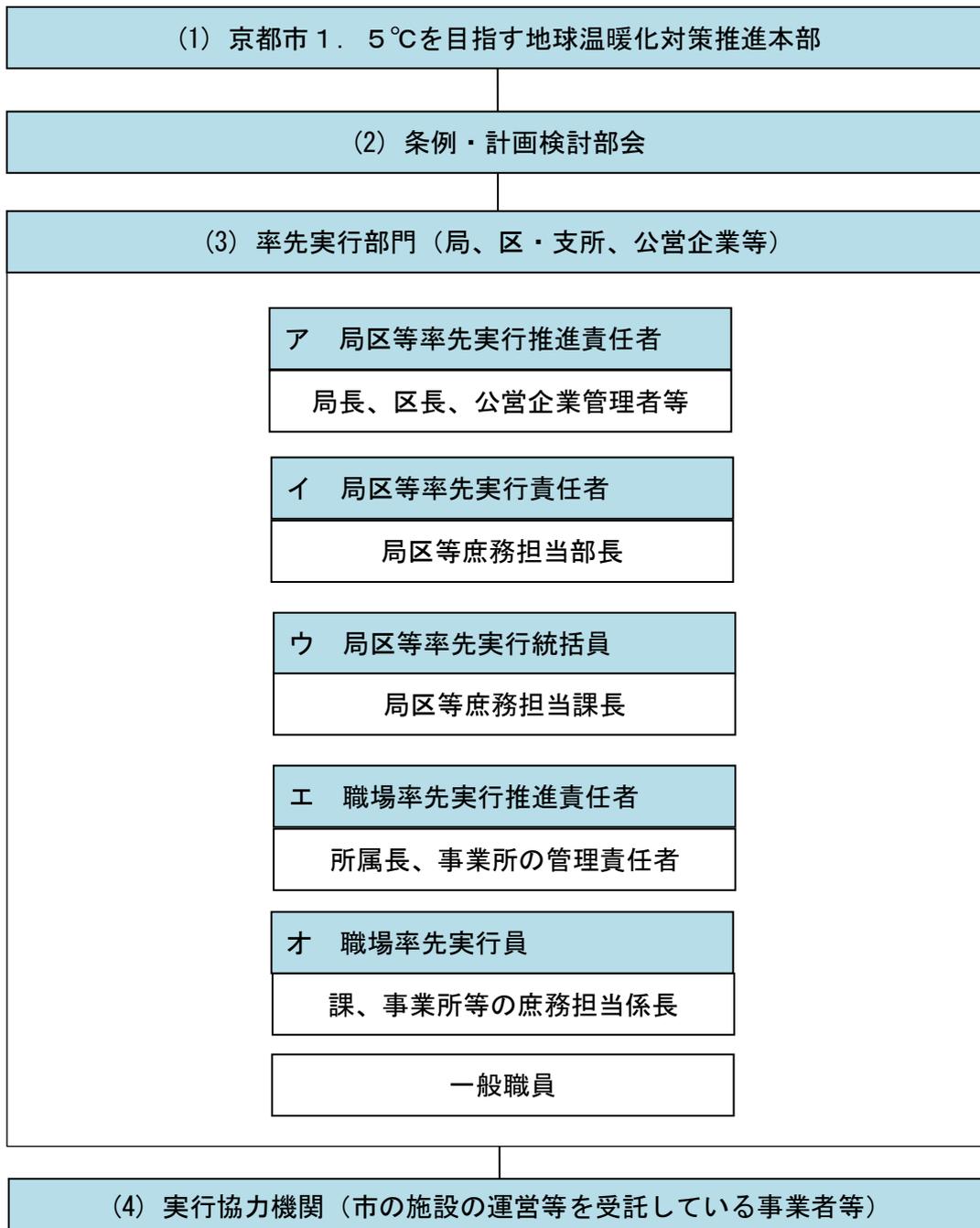
課、事業所等適切な単位で設置します。所属等における率先実行責任者として、局区等率先実行責任者の指示に基づき、所属等における取組状況等を把握し、必要に応じて取組の是正を指示するなど、確実な推進を図ります。

オ 職場率先実行員（課、事業所等の庶務担当係長）

職場率先実行推進責任者の指示に基づき、所属等における取組を実行します。

(4) 実行協力機関

本市施設の運営等を受託している事業者等である実行協力機関に対しては、当該施設などを所管する局区等率先実行責任者を通じて、本計画に基づく取組の協力を依頼します。



3 実施状況の点検、評価、公表等

(1) 点検・評価

「局区等率先実行推進責任者」は、「局区等率先実行責任者」、「局区等率先実行統括員」、「職場率先実行推進責任者」、「職場率先実行員」の協力を得て、本計画の実施状況を、毎年度、条例・計画検討部会に報告します。

また、条例・計画検討部会は、各局区等の温室効果ガス排出量を取りまとめた実施状況について、総合的な評価を行い、京都市 1.5℃を目指す地球温暖化対策推進本部に報告します。

(2) 公表

各局区等の温室効果ガス排出量などの本計画の実施状況を、市民及び事業者向けに公表します。

(3) 職員に対する意識啓発等

本計画の目的、目標を理解し、実践できるように、職員等に対する研修（環境教育）を計画的に進めます。

4 取組の進捗管理指標

以下の各項目を取組の進捗管理指標とします。

進捗管理指標		単位
①温室効果ガス（CO ₂ 換算）排出量		万 t -CO ₂
②エネルギー 使用量	電気	kWh
	都市ガス	m ³
	重油	L
	軽油	L
	灯油	L
	LPG	m ³
	木質ペレット	kg
	自動車燃料	-
	ガソリン	L
	軽油	L
	CNG	m ³
	BDF	L
	ジェット燃料	L
③公共建築物への再生可能エネルギー利用設備の導入数及びCO ₂ 削減効果量		件、 t -CO ₂
④市有施設のLED化率		%
⑤一般公用車台数		台
⑥一般公用車の次世代自動車率		%
⑦コピー用紙購入量及びコピー枚数		枚
⑧プラスチックごみ焼却量		万 t
⑨地下鉄烏丸線の新型車両導入数		編成
⑩再生可能エネルギー100%電気導入施設数		件
⑪再生可能エネルギー設備導入数		件
⑫クリーンセンターで発電した電力の供給施設数		件
⑬消費する電力に対する再生可能エネルギー電気の使用割合		%

卷末資料

資料1 2030(令和12)年度の温室効果ガス削減見込量(京都市地球温暖化対策計画の部門別)

2030(令和12)年度の温室効果ガス削減見込量(16ページ表参照)について、本計画と一体となり取組を進めていく「京都市地球温暖化対策計画(2021-2030)」における部門別(家庭部門、産業部門、業務部門、運輸部門、廃棄物)に削減率を算出すると以下のとおりとなる。

温室効果ガス削減見込量(京都市地球温暖化対策計画の部門別)

(単位:万t-CO₂)

京都市地球温暖化対策計画の部門	2013年度 排出量 (基準年度)	2030年度 排出見込量	2013年度比		
			削減量	削減率	(参考) 京都市地球温暖化 対策計画における 削減率
総排出量	45.5	24.5	▲20.9	▲46.0%	▲40%以上
業務部門 ^{※1}	20.7	8.7	▲11.9	▲57.7%	▲51.0%
運輸部門 (交通事業)	8.8	6.4	▲2.3	▲26.5%	▲26.5%
廃棄物 (廃棄物処理事業)	16.1	11.3	▲4.7	▲29.5%	▲9.5%
追加削減量	-	▲2.0	▲2.0	-	-

※1 業務部門は交通事業及び廃棄物処理事業を除く事業を指す。なお、家庭部門及び産業部門については、該当する事業がないため、記載していない。

※2 各数値を四捨五入し表示しているため、計や差引結果が合わない場合がある。

資料2 温室効果ガス総排出量の算定対象及び算定方法

1 算定の対象範囲

- 地方公共団体の事務事業（廃棄物処理、水道、下水道、公営交通、公立学校等を含む）
- 指定管理者に行わせている公の施設の運営に係る取組

京都市役所の事務事業	取組対象	算定対象
本市自らが実施する事務事業	○	○
・一般事務	○	○
・一般事務施設の運営・管理	○	○
・公用車の使用	○	○
・物品の調達	○	○
・各種事業の実施	○	○
他者に委託して実施する事務事業	○	△
・施設の運営・管理	○	○
・工事の請負	○	×
・廃棄物の処理	○	×
・イベント	○	×
職員の通勤 (公共交通機関等の積極的な利用)	○	×

○：対象， ×：対象外

2 算定方法

温室効果ガス排出量の算定は、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」（令和3年3月 環境省大臣官房環境計画課）及び「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル」（令和3年3月 環境省大臣官房環境計画課）に基づき、活動量の項目ごとに排出係数及び地球温暖化係数を乗じてCO₂排出量に換算することにより算定します。

$$\bigcirc \text{ 温室効果ガス}^{(\ast 1)} \text{ 排出量} = \text{活動量} \times \text{排出係数}^{(\ast 2)} \times \text{地球温暖化係数}^{(\ast 3)}$$

※1 ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び六ふっ化硫黄については、排出量算定の必要性が生じた際に算定します。

なお、三ふっ化窒素は、地方公共団体実行計画（事務事業編）の対象外とされています。

※2 排出係数は、原則として地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条により規定される直近の値を使用します。

また、前計画では、自らが講じた対策の効果を把握するため、電気の排出係数を基準年度（2004（平成16）年度）の関西電力の排出係数（0.356kg-CO₂/kWh）に固定していましたが、本計画においては、本市の毎年度の電気受給実績を踏まえた電気事業者別の基礎排出係数に基づく係数とします。

なお、排出係数が明確に定まっていない係数については、正確性の観点から最も適切な係数を使用します（例：「下水道における地球温暖化対策マニュアル」（平成 28 年 3 月 環境省・国土交通省））。

（排出係数の例）

エネルギー種	単位	排出係数
電 気	kg-CO ₂ /kWh	基礎排出係数
都市ガス	kg-CO ₂ /m ³	2. 1 6
重 油	kg-CO ₂ /L	2. 7 1
軽 油	kg-CO ₂ /L	2. 5 8
灯 油	kg-CO ₂ /L	2. 4 9
L P G	kg-CO ₂ /m ³	6. 5 5
ガソリン	kg-CO ₂ /L	2. 3 2
C N G	kg-CO ₂ /m ³	2. 1 6
ジェット燃料	kg-CO ₂ /L	2. 4 6

※ 3 地球温暖化係数は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第 4 条により規定される直近の値を使用します。

温室効果ガス	主な排出源	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO ₂)	家庭や事務所での化石燃料由来の電気・ガス・灯油などの消費、自動車でのガソリン・軽油の消費 など	1
メタン (CH ₄)	稲作、有機物の発酵、下水処理 など	25
一酸化二窒素 (N ₂ O)	下水汚泥の燃焼、下水処理 など	298
ハイドロフルオロ カーボン (HFC)	エアコンディショナー、冷蔵庫 など	12 ~14, 800
パーフルオロ カーボン (PFC)	エアコンディショナー、冷蔵庫 など	7, 390 ~17, 340
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気機械器具における絶縁体	22, 800

3 削減効果量

再生可能エネルギー100%電気の導入などの新たな取組について、削減効果量を算定します。

資料3 エネルギー使用量(原単位)(令和元年度)

区分	電気 (kWh)	都市ガス (m ³)	重油 (L)	軽油 (L)	灯油 (L)	LPG (m ³)
事務系	24,060,567	1,243,900	14,070	2,738	39,361	4,923
市長部局	20,826,427	1,099,275	14,070	2,738	37,871	3,268
教育委員会事務局	144,009	236	0	0	286	0
交通局	641,154	42,116	0	0	0	0
上下水道局	2,448,977	102,273	0	0	1,204	1,655
事業系	151,295,445	2,478,476	318,649	501	385,245	2,107
廃棄物処理施設	11,881,504	652,850	1,240	0	385,245	1,989
市場運営事業	17,796,318	383,516	0	0	0	0
上下水道処理施設	121,617,623	1,442,110	317,409	501	0	118
市民サービス系	187,814,597	10,197,753	14,390	23,601	101,707	62,128
交通事業関連施設	93,615,455	208,170	14,000	11,172	19,000	0
学校	33,477,535	2,960,989	0	0	23,375	17,378
文教施設	25,691,665	1,713,288	70	17	774	207
運動・レクリエーション施設	11,795,136	1,375,051	320	0	54,045	11,854
福祉施設	17,090,078	2,872,996	0	12,412	3,989	32,689
保健衛生施設	2,923,660	1,064,810	0	0	524	0
駐車場・駐輪場	3,221,068	2,449	0	0	0	0
運動施設＋駐車場	15,016,204	1,377,500	320	0	54,045	11,854
合計	363,170,609	13,920,130	347,109	26,840	526,313	69,158

区分	自動車燃料					航空機燃料
	木質ペレット (kg)	ガソリン (L)	軽油 (L)	CNG (m ³)	BDF (L)	ジェット燃料 (L)
事務系	39,880	595,774	224,983	0	0	118,030
市長部局	39,850	483,884	221,929	0	0	118,030
教育委員会事務局	0	3,369	0	0	0	0
交通局	0	10,839	1,705	0	0	0
上下水道局	30	97,682	1,348	0	0	0
事業系	0	136,143	536,286	0	956,500	0
廃棄物処理施設	0	120,230	535,210	0	956,500	0
市場運営事業	0	2,427	304	0	0	0
上下水道処理施設	0	13,486	772	0	0	0
市民サービス系	67,180	420,613	15,532,040	251,621	82,868	0
交通事業関連施設	0	6,041	15,506,267	251,621	82,868	0
学校	2,000	659	0	0	0	0
文教施設	0	2,988	440	0	0	0
運動・レクリエーション施設	180	11,906	298	0	0	0
福祉施設	65,000	396,986	22,256	0	0	0
保健衛生施設	0	2,033	2,780	0	0	0
駐車場・駐輪場	0	0	0	0	0	0
運動施設＋駐車場	180	11,906	298	0	0	0
合計	107,060	1,152,530	16,293,309	251,621	1,039,368	118,030

資料4 温室効果ガス排出状況(令和元年度)

1 温室効果ガス排出状況

(単位：t-CO₂)

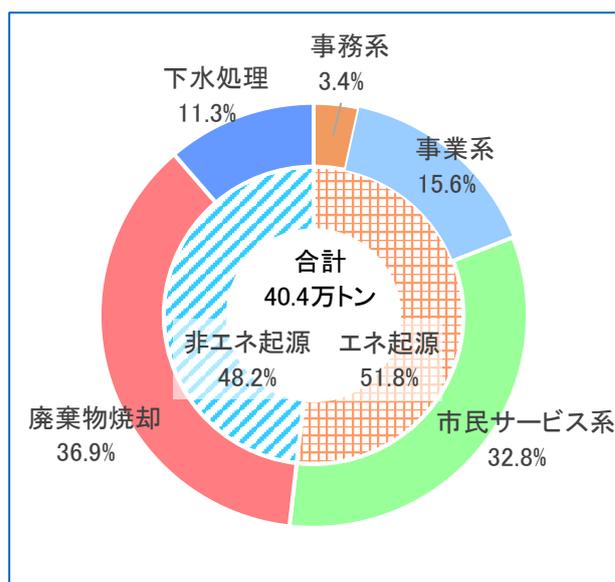
区分		排出量	構成比	
エネルギー起源	電気	129,289	32.0%	
	都市ガス	31,877	7.9%	
	重油	941	0.2%	
	軽油	69	0.0%	
	灯油	1,310	0.3%	
	LPG	453	0.1%	
	自動車燃料	ガソリン	2,674	0.7%
		軽油	42,037	10.4%
		CNG	576	0.1%
	航空機燃料	ジェット燃料	290	0.1%
計	209,516	51.8%		
非エネルギー起源	廃棄物焼却	149,168	36.9%	
	下水処理	45,725	11.3%	
	計	194,893	48.2%	
合計		404,409	100.0%	

※ 電気の排出量は、前計画の基準年度（2004(平成16)年度）の排出係数である0.356kg/kWhで算定

2 温室効果ガスの部門別排出状況

(t-CO₂)

区分	排出量	構成比
エネルギー起源	209,516	51.8%
事務系	13,843	3.4%
事業系	63,074	15.6%
市民サービス系	132,600	32.8%
非エネルギー起源	194,893	48.2%
廃棄物焼却	149,168	36.9%
下水処理	45,725	11.3%
合計	404,409	100.0%

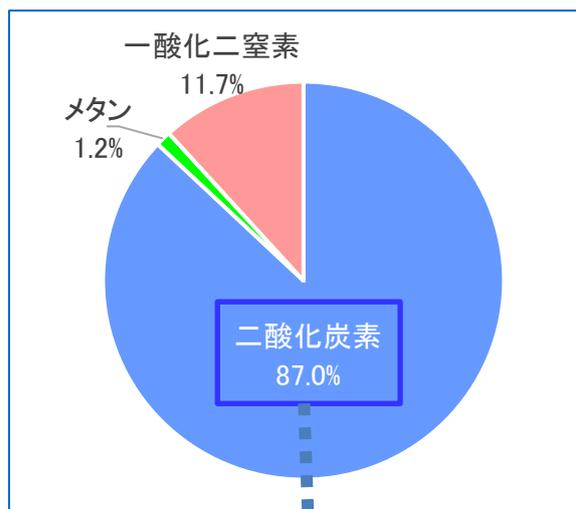


3 温室効果ガスの種類別排出状況

(t-CO₂)

区分	排出量	構成比
二酸化炭素	351,967	87.0%
メタン	5,032	1.2%
一酸化二窒素	47,410	11.7%
計	404,409	100.0%

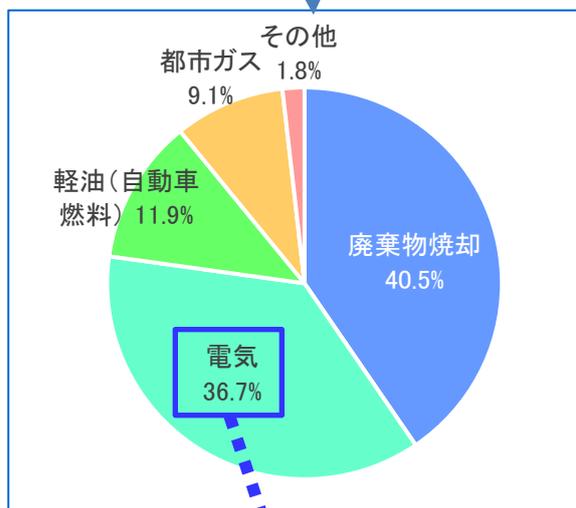
※ 各数値を四捨五入し表示しているため、構成比の計と各要素を合計した数値が合わない。



4 二酸化炭素の排出源

(t-CO₂)

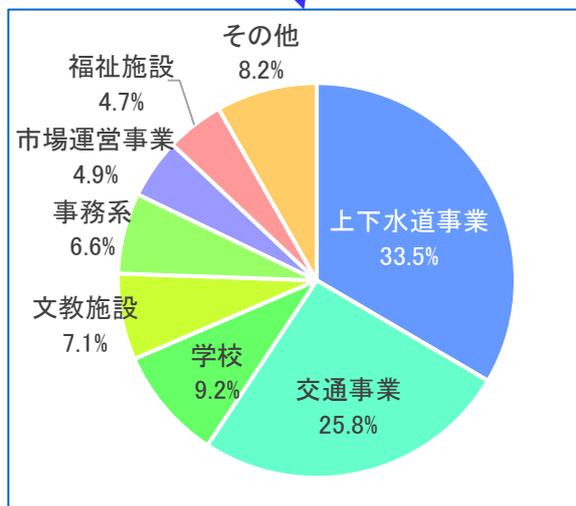
区分	排出量	構成比
廃棄物焼却	142,451	40.5%
電気	129,289	36.7%
軽油（自動車燃料）	42,037	11.9%
都市ガス	31,877	9.1%
その他	6,313	1.8%
計	351,967	100.0%



5 電気由来の二酸化炭素排出源

(t-CO₂)

区分	排出量	構成比
上下水道事業	43,296	33.5%
交通事業	33,327	25.8%
学校	11,918	9.2%
文教施設	9,146	7.1%
事務系	8,566	6.6%
市場運営事業	6,335	4.9%
福祉施設	6,084	4.7%
その他	10,616	8.2%
計	129,289	100.0%

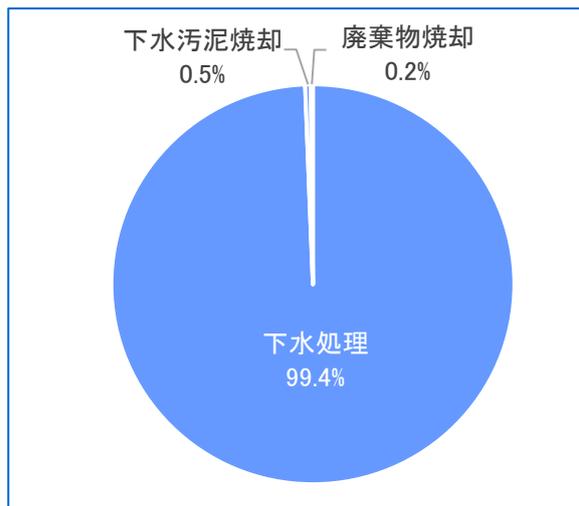


6 メタンの排出源

(t -CO₂)

区分	排出量	構成比
下水処理	5,001	99.4%
下水汚泥焼却	23	0.5%
廃棄物焼却	8	0.2%
計	5,032	100.0%

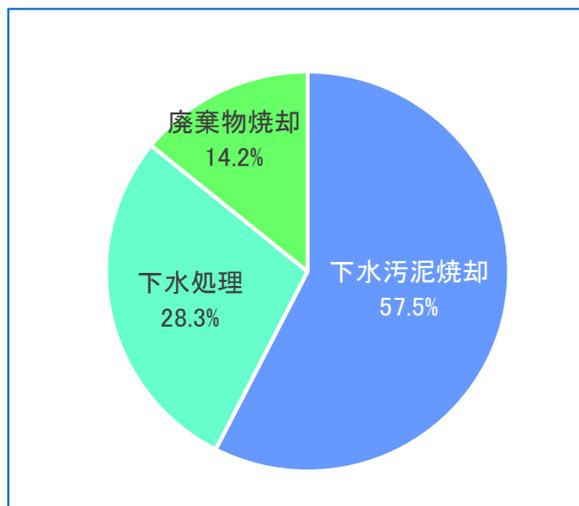
※ 各数値を四捨五入し表示しているため、構成比の計と各要素を合計した数値が合わない。



7 一酸化二窒素の排出源

(t -CO₂)

区分	排出量	構成比
下水汚泥焼却	27,279	57.5%
下水処理	13,422	28.3%
廃棄物焼却	6,709	14.2%
計	47,410	100.0%

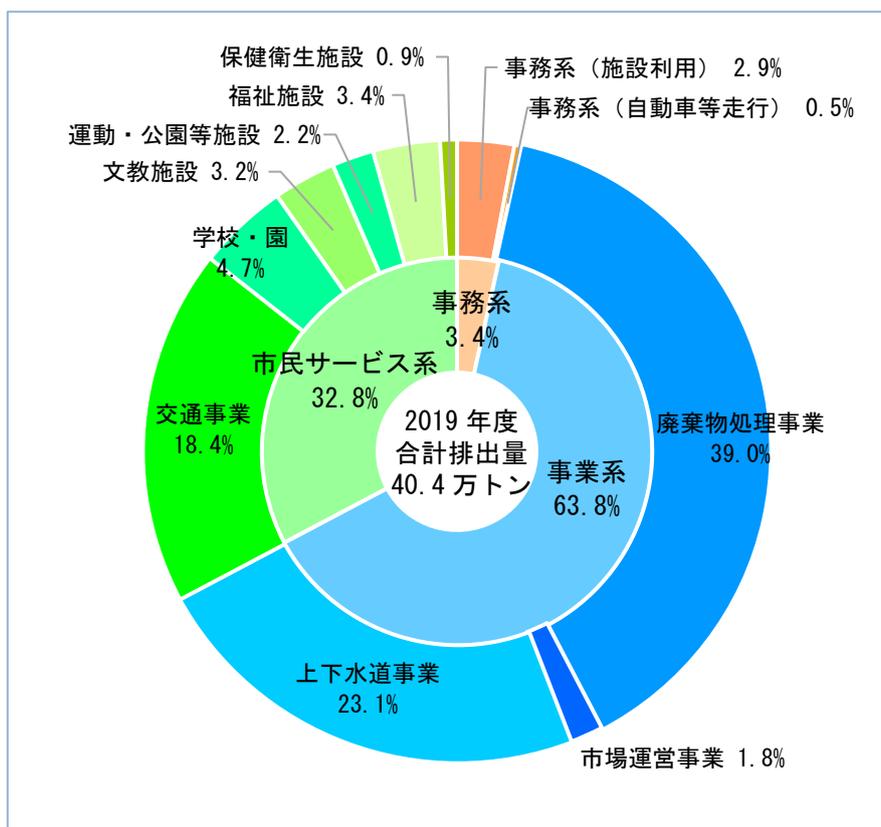


資料5 温室効果ガス総排出量の内訳(令和元年度)

(単位:万 t-CO₂)

区分	年度	基準年度 2004 (H16)	最新年度		目標年度	
			2019 (R1)	増減割合 (基準年度比)	2020 (R2)	増減割合 (基準年度比)
総排出量		50.7	37.8	▲25.4%	37.7	▲25.6%
合計排出量		52.5	40.4	▲22.9%	40.0	▲23.8%
事務系		1.8	1.4	▲25.1%	1.6	▲13.5%
施設の利用		1.6	1.2	▲27.3%	1.4	▲14.6%
自動車の走行		0.2	0.2	▲8.6%	0.2	▲4.6%
事業系		37.0	25.8	▲30.2%	25.3	▲31.6%
廃棄物処理事業		23.3	15.8	▲32.5%	13.3	▲43.2%
市場運営事業		0.9	0.7	▲18.3%	0.8	▲12.4%
上下水道事業		12.8	9.3	▲27.0%	11.3	▲11.6%
市民サービス系		13.6	13.3	▲2.8%	13.1	▲4.0%
交通事業		7.1	7.5	5.5%	7.1	0.7%
学校・園		1.9	1.9	▲2.0%	2.0	2.9%
文教施設		1.5	1.3	▲12.7%	1.4	▲9.8%
運動・公園等施設		1.0	0.9	▲9.9%	0.9	▲2.4%
福祉施設		1.7	1.4	▲20.2%	1.4	▲21.5%
保健衛生施設		0.4	0.3	▲21.6%	0.3	▲23.2%
削減効果量		1.8	2.6	47.8%	2.3	29.1%
ごみ発電		1.8	2.6	47.8%	2.1	19.3%
バイオガス発電		-	-	-	0.2	皆増

※ 各数値を四捨五入し表示しているため、合計値と各要素を合計した数値が合わない場合がある。



資料6 これまでの本市の再生可能エネルギー導入量等

1 本市施設の再生可能エネルギー利用設備設置状況と売電量（令和元年度）

エネルギー種		施設数	能力(kW)	売電量(kWh)	備考
発電設備	太陽光発電	204	12,377.6	11,124,773	小学校等での環境教育用の設置数は含まない。
	風力発電	6	2.8		小学校等での環境教育用の設置数は含まない。
	廃棄物発電・熱利用	3	47,300.0	69,753,850	
	水力発電	3	9.2		
太陽熱利用		19			
バイオマス熱利用, 燃料製造		3			
木質ペレットボイラー		5	875.7		
木質ペレットストーブ		44	431.5		
温度差エネルギー		13			

※1 能力については、発電設備は定格容量、木質ペレットボイラーは熱出力、木質ペレットストーブは暖房能力の各設備の合計値である。

※2 廃棄物発電の売電量は、再エネとして取り扱うバイオマス由来分だけでなく、プラスチック等による発電量も含めた量である。

2 市民協働発電所の設置施設名、発電出力、年間発電量、売電量等（令和元年度） （行政区順）

設置施設名	発電出力(kW)	年間発電量・売電量(kWh)	売電額(円)
大將軍小学校	43.00	50,704	1,982,843
西京高等学校	28.00	31,077	1,350,465
山科まち美化事務所	48.69	53,024	2,307,121
南部まち美化事務所	51.00	49,005	1,918,374
道の駅ウッディー京北	18.21	17,723	770,741
西京まち美化事務所	49.00	42,791	1,673,448
大枝中学校	54.00	63,370	2,478,894
深草小学校	52.80	56,787	2,223,424
春日丘中学校	44.00	50,235	1,964,632
計 9 施設	388.70	414,716	16,669,942

※ 全ての施設において、発電量全量を売電しているため、年間発電量と売電量は同一である。

3 太陽光発電屋根貸し制度の設置施設名、発電出力、年間発電量、売電量等（令和元年度）

（行政区順）

設置施設名	発電出力 (kW)	年間発電量 ・売電量(kWh)	売電額（円）
二条中学校	43.68	51,909	2,030,840
錦林小学校	19.60	20,105	785,760
養徳小学校	21.56	22,318	872,158
東北部クリーンセンター管理棟	43.20	33,633	1,169,352
岩倉東公園事務所棟	10.20	10,358	360,052
朱雀第二小学校	19.60	21,666	847,052
北野中学校	43.12	47,449	1,855,263
東山いきいき市民活動センター	14.30	13,786	479,102
東部文化会館	29.40	33,374	1,305,183
七条小学校	18.38	19,840	776,612
洛友中学校	12.48	15,248	596,653
七条中学校	23.40	26,667	1,042,909
上鳥羽北部いきいき市民活動センター	10.23	11,506	336,994
右京ふれあい文化会館	48.56	57,598	2,252,302
四条中学校	26.88	30,633	698,564
桂川特別養護老人ホーム	21.60	23,936	931,000
西文化会館ウエスティ	32.34	37,300	1,459,012
大原野の杜	21.60	18,605	727,847
桂坂小学校	56.84	64,838	2,535,912
大原野中学校	60.00	66,571	2,606,911
向島藤の木小学校	43.12	44,892	1,754,491
伏見中学校	46.80	58,847	2,302,259
久我の杜小学校	53.90	59,135	2,311,982
美豆小学校	42.14	46,747	1,827,497
藤森中学校	16.56	15,810	618,642
伏見区役所深草支所	44.88	46,424	1,613,145
池田東小学校	34.30	39,244	1,534,479
エコランド音羽の杜総合管理事務所	45.36	51,195	1,334,325
計 28 施設	904.03	989,634	36,966,298

※ 全ての施設において、発電量全量を売電しているため、年間発電量と売電量は同一である。

資料7 前計画に掲げる取組

全部門共通取組(12 項目)	
ア	エネルギー使用の合理化の推進
イ	執務室単位での電力の見える化の推進
ウ	環境マネジメントシステムの推進及び導入
エ	グリーン購入の推進
オ	環境配慮契約の推進
カ	「DO YOU KYOTO? デー」等における取組の推進
キ	庁舎照明のLED照明など高効率照明への更新
ク	公用車へのエコカー導入
ケ	エコドライブの実践
コ	イベントのエコ化の推進
サ	環境にやさしい公共建築物の整備
シ	公共事業における環境への配慮
事務系部門の取組(3項目)	
ア	施設の利用に伴うエネルギー使用削減
イ	通勤や出張等に係る自動車等の走行によるエネルギー使用削減
ウ	道路照明灯の省エネ化
事業系部門の取組(29 項目)	
ア	廃棄物処理事業
	(ア) ごみの減量・リサイクルの推進
	(イ) 南部クリーンセンター第2工場建替え時におけるバイオガス化施設の併設
	(ウ) 使用済てんぷら油から精製したバイオディーゼル燃料の利用
	(エ) 「都市油田の発掘」技術の実用化に向けた実証研究の推進
	(オ) 小規模低コストバイオガス化技術に関する調査・検討
	(カ) 容器包装材の削減に関する条例の制定及び取組の推進
	(キ) 東余熱利用センターにおける木質ペレットボイラーの導入
イ	市場運営事業
	(ア) 中央卸売市場第一市場
	・ 省エネルギーに配慮した構造・機器の導入
	・ 京の食文化普及啓発施設における地域産木材の使用
	・ 啓発活動の実施
	(イ) 中央卸売市場第二市場
	・ 省エネルギーの推進
	・ リサイクルの推進
	・ 啓発活動の実施
ウ	上下水道事業
	(ア) 水道事業
	○ 新規施設の建設及び更新における対策の推進
	・ 送水ポンプ更新時の容量見直し
	・ 新山科浄水場脱水機設備の休止

・ 給水区域再編に伴う施設規模適正化によるエネルギー使用量減少
・ 設備更新時における高効率機器の積極的な採用
・ メガソーラー発電導入の取組
○ 既存施設における対策の推進
・ 再生可能エネルギー（浄水場の太陽光発電）の活用継続
・ 設備運転方法の効率化
(イ) 下水道事業
○ 新規施設の建設及び更新における対策の推進
・ エネルギー効率の高い機器の採用
・ ポンプ用電動機等のインバータ制御化
・ メガソーラー発電導入の取組
○ 既存施設における対策の推進
・ 汚泥集約化に伴う稼働施設の変更
・ 下水汚泥（バイオガス）の有効利用
・ 焼却設備の運転計画見直し
・ ブロア制御方式の見直しによる効率的な制御
・ 照明の消灯，照明器具のセンサー化，タイマー制御化への改良
・ 水環境保全センターにおける環境マネジメントシステムの活用
市民サービス系部門の取組(18項目)
ア 交通事業
(ア) 自動車運送（市バス）事業
・ 環境にやさしいバスの導入推進
・ エコドライブの実施
・ 混合燃料の使用
・ アイドリング・ストップの徹底
(イ) 高速鉄道（地下鉄）事業
・ ブレーキ時の電力回生（発電）率の向上
・ 駅舎の省エネ改修
・ 駅施設等の省エネ化
イ 学校・園
・ 環境に配慮した防災機能強化型体育館の整備
・ 「K E S学校版」・「こどもエコライフチャレンジ」の推進
・ デマンド（需要電力）測定器の活用
・ 学校物品有効活用システムの運用
・ 屋上緑化・壁面緑化（緑のカーテン）の推進
・ 学校施設の長寿命化と環境配慮の効率的な推進
・ 空調機更新事業の推進
ウ その他の施設（事務系部門に準じて取り組む。）
・ 文教施設
・ 運動・公園等施設
・ 福祉施設
・ 保健衛生施設

資料8 地球温暖化対策の推進に関する法律(抄)

平成10年法律第117号

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、全ての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることに鑑み、地球温暖化対策に関し、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の量の削減等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「地球温暖化」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象をいう。

2 この法律において「地球温暖化対策」とは、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の量の削減等」という。）その他の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための施策をいう。

3 この法律において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。

- (1) 二酸化炭素
- (2) メタン
- (3) 一酸化二窒素
- (4) ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- (5) パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- (6) 六ふっ化硫黄
- (7) 三ふっ化窒素

4 この法律において「温室効果ガスの排出」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。

5 この法律において「温室効果ガス総排出量」とは、温室効果ガスである物質ごとに政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数（温室効果ガスである物質ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき政令で定める係数をいう。以下同じ。）を乗じて得た量の合計量をいう。

(基本理念)

第2条の2 地球温暖化対策の推進は、パリ協定第2条1(a)において世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏2度高い水準を十分に下回るものに抑えること及び世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏1・5度高い水準までのものに制限するための努力を継続することとされていることを踏まえ、環境の保全と経済及び社会の発展を統合的に推進しつつ、我が国における2050年までの脱炭素社会（人の活動に伴って発生す

る温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会をいう。)の実現を旨として、国民並びに国、地方公共団体、事業者及び民間の団体等の密接な連携の下に行われなければならない。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策を推進するものとする。

2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

第4章 温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策

(地方公共団体実行計画等)

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 地方公共団体実行計画の目標
- (3) 実施しようとする措置の内容
- (4) その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

15 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならない。

17 前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画について必要な事項は、環境省令で定める。

資料9 京都市地球温暖化対策条例(抄)

令和2年12月18日条例第24号

世界各地において、地球温暖化に起因するとみられる猛暑、集中豪雨、異常少雨等による被害が深刻化し、海面の上昇、森林火災、自然生態系への影響等、全ての生き物の生存基盤を揺るがす気候危機ともいえる時代に突入している。

人為的に排出され続けている温室効果ガスによって地球温暖化は更に進行しており、また、これに起因する自然災害の更なる頻発化、激甚化等が予測され、今、我々は、豊かな地球環境を将来の世代に引き継ぐことができるかどうかの岐路に立っている。

このような状況の下、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書から大きく飛躍したパリ協定が発効し、世界は21世紀後半までに脱炭素社会の実現を目指すこととなり、さらに、令和32年頃に二酸化炭素排出量正味ゼロを達成することで、地球温暖化による地球環境への影響を軽減できることが、気候変動に関する政府間パネルの報告書において示された。

京都には、自然、命への感謝の念を大切にし、健康的で環境負荷の低減された豊かな食文化をはじめとする、1200年を超える悠久の歴史の中で培われてきた自然と共生する文化、しまつの心に象徴されるものを大切にする伝統が息づいている。

これまでから、本市は、こうした文化や伝統を礎に、事業者、市民、環境保全活動団体及び観光旅行者その他の滞在者の参加と協働により、地球温暖化を防止するための取組を先駆的かつ積極的に推進し、着実に成果を挙げてきたが、脱炭素社会の実現は極めて高い目標である。

現在を生きる我々が、豊かな地球環境を将来の世代に継承するという責任を果たすため、本市は、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書及びパリ協定を支えるIPCC京都ガイドライン(2006年IPCC国別温室効果ガスインベントリガイドラインの2019年改良をいう。)が採択された地として、文化や伝統、さらには、常に外からの刺激を受容し、咀嚼(そしゃく)するという進取の気風を生かして、二酸化炭素排出量正味ゼロとなる事業活動及び日常生活への転換を図っていく必要がある。

ここに、将来の世代が夢を描ける豊かな京都を作り上げていくため、令和32年までに二酸化炭素排出量正味ゼロと生活の質の向上及び持続可能な経済の発展とが同時に達成される脱炭素社会の実現を目指し、あらゆる主体と気候変動に対する危機感を共有し、地球温暖化、そして気候危機に覚悟を持って立ち向かうことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地球温暖化対策について、本市、事業者、市民及び観光旅行者その他の滞在者の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策の基本となる事項を定めて、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進することにより、脱炭素社会(二酸化炭素排出量正味ゼロ(人の活動に伴って発生する二酸化炭素の排出の量と森林等の吸収源による二酸化炭素の除去の量との均衡がとれた状態をいう。以下同じ。))を達成し、かつ、生活の質の向上及び持続可能な経済の発展が可能となった社会をいう。以下同じ。)を実現するとともに、気候変動影響に対応して、生活の安定、社会及び経済の健全な発展並びに自然環境の保全を図り、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(基本理念)

第3条 地球温暖化対策の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 事業活動及び日常生活において、二酸化炭素排出量正味ゼロが達成されるよう、社会経済システムの転換を図ること。
- (2) 本市、事業者、市民、環境保全活動団体及び観光旅行者その他の滞在者が、脱炭素社会を実現することの重要性を認識し、それぞれの責務に基づき、自主的かつ積極的に取り組むこと。
- (3) 地球温暖化対策を通じて、温室効果ガスの排出の抑制等を図るとともに、社会及び経済の課題の解決に貢献すること。

(本市の削減目標)

第4条 本市は、令和12年度までに、本市の区域内における1年度当たりの温室効果ガスの総排出量(別に定める方法により算定される温室効果ガスの総排出量をいう。以下同じ。)を、平成25年度の本市の区域内における温室効果ガスの総排出量からその40パーセントに相当する量以上の量を削減した量とすることを目標とする。

(本市の責務)

第5条 本市は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 総合的かつ計画的な地球温暖化対策を策定し、及び実施すること。
- (2) 地球温暖化対策の策定及び実施に当たっては、地球温暖化対策に関する活動へのあらゆる主体の参加及び協力を促進し、これらの意見を適切に反映させること並びに大学、短期大学その他の教育研究機関、国及び国内外の地方公共団体との連携を推進すること。
- (3) あらゆる主体が地球温暖化対策に自主的かつ積極的に取り組むことができるよう、社会的気運を醸成すること及び必要な措置を講じること。
- (4) 本市の事務及び事業に関し、地球温暖化の防止及び気候変動適応(以下「地球温暖化の防止等」という。)のために必要な措置を講じること。

第3章 本市による地球温暖化対策

第11条 本市は、地球温暖化の防止等を図るため、次に掲げる施策を重点的かつ効果的に推進しなければならない。

2 本市は、次に掲げる施策を率先して講じなければならない。

- (1) 地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に規定する地方公共団体実行計画の推進
- (2) 再生可能エネルギー電気等の購入
- (3) 環境マネジメントシステムの構築及び推進
- (4) 環境物品等の調達
- (5) 本市が設置し、又は管理する公共の用に供する施設の建設及び管理その他公共事業の実施に伴う地球温暖化の防止等のために必要な施策
- (6) 本市が設置し、又は管理する道路、河川、公園その他の公共の用に供する施設における再生可能エネルギー利用設備の設置、地域産木材その他の森林資源の利用及び緑化の実施
- (7) 前各号に掲げるもののほか、地球温暖化の防止等のための施策

第4章 事業者及び市民等による地球温暖化対策

(公共交通機関等の利用)

第17条 事業者、市民及び観光旅行者その他の滞在者は、可能な限り、自己の自動車等の使用を抑え、徒歩により、又は公共交通機関若しくは自転車を利用して移動するよう努めなければならない。

2 事業者は、可能な限り、その従業者に対し、通勤における自己の自動車等の使用を抑えさせ、徒歩により、又は公共交通機関若しくは自転車を利用して通勤させることを促進するための措置を講じるよう努めなければならない。

(事業者排出量削減計画書の提出等)

第37条 計画期間（特定年度（平成23年度及び同年度から起算して3年度又は3の倍数を経過したごとの年度をいう。）以降の3年間をいう。以下同じ。）のいずれかの年度において特定事業者に該当することとなった事業者は、温室効果ガスの排出の量を計画的に削減するため、当該計画期間（特定事業者に該当することとなった年度前の年度を除く。第40条及び第41条において同じ。）について、事業者排出量削減指針に基づき、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に係る計画書（以下「事業者排出量削減計画書」という。）を作成し、特定事業者に該当することとなった年度の別に定める日までに市長に提出しなければならない。

2 事業者排出量削減計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 特定事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 事業者排出量削減計画書を提出する年度前の年度における事業活動に伴う温室効果ガスの排出の実績
- (3) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量を削減するための基本方針
- (4) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減の目標
- (5) 前号の目標を達成するために実施しようとする措置の内容
- (6) 従業者に対して通勤において自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置の内容
- (7) 前2号の措置を推進するための体制
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 第1項の規定により事業者排出量削減計画書を提出した特定事業者（以下「計画書提出特定事業者」という。）は、前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、別に定める届出書に、変更後の事業者排出量削減計画書を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

4 市長は、第1項の規定による事業者排出量削減計画書の提出及び前項の規定による届出に係る変更後の事業者排出量削減計画書の提出があったときは、速やかに、その旨及びその内容を公表しなければならない。



京都市役所CO₂削減率先実行計画<2021-2030>
(令和3年12月)

京都市 環境政策局 地球温暖化対策室

TEL: 075-222-4555 FAX: 075-211-9286